

令和3年色麻町議会定例会12月会議会議録(第1号)

令和3年12月7日(火曜日)午前10時00分開会

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	岩崎寿裕君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	渡邊勝男君
色麻保育所長	花谷千佳子君

清水保育所長	千 葉 浩 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	小 松 英 明 君

議事日程 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年色麻町議会定例会を再開し、12月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程並びに12月会議日程案は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

長より提案された会議事件は、議案13か件であります。なお、定例月でもありますので、追加提案されることもあります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及び長よ

り委任を受けた者が出席いたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、一般質問の通告者は、9番今野公勇議員外8名であります。質問の要旨は総括表にして議員各位のお手元に配付しております。また、回答書を必要とする質問者に対しては、回答の要旨を配付しております。

次に、委員会活動であります。総務教育常任委員会並びに産業民生常任委員会からそれぞれ所管事務調査報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを議員各位のお手元に配付しております。このことについて、後ほど各委員長から報告をいただくこととしております。

なお、所管事務調査は委員会に与えられた固有の権限でありますから、調査で得られた知識を今後の議会活動に大いに活用されるよう、議長としてお願いをいたします。

次に、監査委員から令和3年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを議員各位のお手元に配付しております。

次に、定例会9月会議において可決されました意見書について報告をいたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官及び経済再生担当大臣に対し、議長名をもって送付し、適切な処置を講じられるよう、強く要望したところであります。

次に、陳情書の受理について申し上げます。

9月会議以降、陳情書3か件を受理しております。その写しを議員各位のお手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

内容は、陳情第6号米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策に関する緊急要請書。

陳情第7号ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い。

陳情第8号ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い。以上の3か件であります。

なお、陳情書については、紹介議員もありませんので配付にとどめておきますが、議員各位におかれましては、内容を十分御検討いただき、趣旨に賛同の場合は意見書等を発議して、所定の賛成者とともに12月会議中に議会に提出されるよう議長としてお願いをしておきます。

次に、9月会議以降の議長会並びに議会関係の主な行事等は一覧表にして議員各位のお手元に配付したとおりであります。

去る11月1日、全国市議会議長会基地協議会第101回理事会が東京都の都市センターホテルで開催されました。理事会では、令和2年度本協議会会計決算、基地対策関係施策の充実強化に関する要望事項、来年度の協議会の負担金の算出基準、今後の会議、要望活動の日程について協議し、原案どおり承認されました。

次に、11月22日、宮城県町村議会議長会議が仙台市の自治会館で開催され、令和4年

度事業計画案、予算案、会費分担額案について協議が行われ、原案のとおり承認されました。

次に、11月26日、第65回町村議会議長全国大会が東京都の明治記念館で開催されました。コロナ禍の影響により、宮城県町村議会議長会の正副会長、監事が代表で出席いたし、私も県の副会長として参加し、国への要望、事業活動の決議が原案のとおり承認され、全国の町村議会が連携し、国へ働きかけていくことを確認してきました。

次に、一部事務組合議会関係の報告をいたします。

大崎広域行政事務組合議会第3回定例会が10月18日に招集されました。

また、加美郡保健医療福祉行政事務組合議会第2回定例会が10月12日に招集されました。それぞれの議会に提案された議案はいずれも原案どおり可決であります。なお、詳細につきましては、議会事務局で議案書を保存しており、常時閲覧できますので、写しの配付等は省略させていただきます。

次に、表彰関係の報告をいたします。

令和3年秋の叙勲におかれまして、元町議会議長吉田耕作様が長年にわたり、地方自治の振興発展に大きく貢献された功績により、旭日双光章受賞の榮譽に浴されました。吉田耕作様は、昭和63年2月から平成28年2月までの7期、28年の長きにわたり、議員として在職されました。その間、議会運営委員会、産業建設常任委員会の委員長を、さらに平成20年2月から平成24年2月まで町議会議長の要職を歴任され、色麻町の町政の発展と住民福祉の向上、そして、地方自治の振興発展に大いに貢献されました。ここに改めて長年の功績をたたえるとともに、今回の榮譽を心からお慶び申し上げます。ここに改めて長年の功績をたたえるとともに、今回の榮譽を心からお慶び申し上げます。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

次に、町長から行政報告の発言を求められておりますので、発言を許可いたします。御登壇の上、報告願います。町長。

〔町長 早坂利悦君 登壇〕

○町長（早坂利悦君） 改めて皆さん、おはようございます。

大分、朝夕寒くなってきましたが、そういう中で本日ここに、令和3年町議会定例会12月会議が開会されるにあたり、行政報告として町政運営の一端を述べるとともに、令和3年度一般会計補正予算案及び特別会計補正予算案をはじめ、提出案件の概要を御説明申し上げます。

初めに、秋の叙勲を受章されました元陸上自衛隊2等陸尉の助川公雄様、北大村であります。並びに元色麻町議会議員の吉田耕作様、南大村ですが、衷心より御祝いを申し上げます。

助川公雄様は、昭和54年3月から平成26年5月に退官されるまで35年の長きにわたり、自衛官として危険性の高い業務に従事し、国民の安全と国土の保全、防衛のために尽力された功績により、瑞宝双光章を受章されました。

吉田耕作様は、町議会議員として昭和63年2月から平成28年2月までの7期、28年の長きにわたり在職をされました。平成20年から平成24年には議長を務められ、本町自治の振興発展と住民福祉の向上などに貢献されたことにより、旭日双光章を受章されました。栄えある叙勲を受章されました両名には、町民を代表し、心から御祝いを申し上げますとともに、今後とも町勢発展のため、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、去る11月1日に開催されました宮城県文化の日表彰式において、統計調査員の但馬由悦様、上黒沢であります。調査統計功勞により、県知事表彰を受賞されました。心から御祝いを申し上げます。

次に、11月3日に開催されました町文化の日表彰式について申し上げます。

今回、町礼遇者といたしまして、土地改良事業功勞により旭日単光章を受章された色麻土地改良区理事長の早坂勝一様、消防功勞により瑞宝単光章を受章された元消防団副団長の金子政雄様、同じく、消防功勞により瑞宝双光章を受章されました元消防団長の田中憲昭様に顕彰状及び礼遇章を贈り、顕彰をいたしました。

功勞表彰では、長年にわたり地方自治、消防、民生、産業、納税、統計、教育文化、特別体育など町政の各分野で献身的な活動をされ、町民福祉の向上に多大な功績を上げられました37名の方々に對し、表彰状を贈呈いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業、教育事業などに対し、多大なる御寄附を賜りました6名の個人、団体に感謝状を贈呈いたしました。受賞された皆様には、今後も優れた識見と豊富な御経験を生かされ、本町発展のため、なお一層の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

3回目のワクチン接種は、国の指示に基づき、県や加美郡医師会と連携しながら、安全かつ迅速に接種ができるよう準備を進めております。現段階では国の定める優先順位に従って接種を行うようになりますが、2回目のワクチン接種終了から8か月経過した医療従事者を皮切りに65歳以上の高齢者、そして、それ以外の方々の順となる見込みで、18歳以上の方が対象となります。

接種の時期については、医療従事者への接種が12月から始まり、65歳以上の高齢者への接種は3月中旬以降で日程調整をしております。

医療従事者を対象とした接種は医療機関での接種を予定しており、医療従事者以外は一、二回目と同様に保健福祉センターでの集団接種にて実施する方向で準備を進めております。国からのワクチンの供給状況やスケジュール等を踏まえ、加美郡医師会と連携を図り、接種日時などの具体的な内容が決まりましたら、皆様にお知らせをいたします。

全国的に感染者が減少傾向にあります。オミクロン株といった新たな変異株も出現していることから、町民の皆様には引き続きこまめに手洗いをし、そして、マスクの着

用など、基本的な感染対策の継続をお願いします。皆様一人一人の行動が大切な御家族や身近な人の命を守り、地域を感染から防ぐことにつながりますので、御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

次に、福祉灯油等助成事業及びがんばる受験生応援事業について申し上げます。

原油価格の高騰が家庭経済に大きな影響を与え、暖房燃料等に要する経済的負担が深刻な状況となっております。

そこで、生活困窮者の経済的支援のため、町民税非課税世帯を対象に灯油代等の一部として1世帯当たり1万円を助成する「福祉灯油等助成事業」を、また、高等学校等の受験のため、日夜勉強を頑張っている中学3年生を対象に、灯油代等の一部として1人当たり1万円を助成する「がんばる受験生応援事業」をそれぞれ実施することとし、本会議に関係予算を提案しております。

次に、企業誘致事業について申し上げます。

去る10月13日に仙台市にあるJAビル宮城において、大原工業団地に進出するJA全農ラドファ株式会社と、パック御飯新工場建設に関する協定の締結を行いました。

協定式では、JA全農ラドファ株式会社、全国農業協同組合連合会、加美よつば農業協同組合及び本町の4者において、円滑な新工場設置への協力支援、地元雇用への配慮や新たな販売先の確保、需要の掘り起こしを図るための相互協力など、6つの事項についての協定を締結いたしました。このたびのJA全農ラドファ株式会社の新工場建設によるパック御飯の生産拡大は、本町における持続可能な農業経営を促進させるものと期待をしているところでもございます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金について申し上げます。

コロナ感染症の影響等を踏まえ、国の経済対策として子育て世帯臨時特別給付金が支給されます。児童手当の所得制限の仕組みを利用し、年収960万円を超える受給者を除き、18歳以下1人当たり10万円相当の支援が行われます。

年内を目標に5万円の現金給付が行われ、また、来年春に向けて、子育てに有効に活用いただけるよう5万円相当のクーポン方式による支援が合わせて行われます。本会議には、現金給付に係る子育て世帯への臨時特別給付金の関係予算を提案しております。

次に、マイナンバーカードについて申し上げます。

国の目標では2022年度末までに、ほぼ全ての国民にマイナンバーカードの普及を目指しております。本町の10月末での申請件数は2,412件で、申請率は36.3%、交付件数では2,144件で、交付率は32.3%となっております。

マイナンバーカードに保険証としての機能を持たせる制度が10月20日から本格的に始まっており、また、今般、政府が発表した経済対策では、マイナンバーカードの新規取得者や、保有者へ最大2万円分のポイント付与などが盛り込まれております。本町といたしましても、町民の方々が積極的にマイナンバーカードを取得していただけるよう、引き続き普及促進に努めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

基幹作物である水稲については、5月、7月の日照不足や、8月の低温と日照不足の時期があり、生育や品質が心配されましたが、作況指数は10月15日現在、宮城県北部は昨年より1ポイント少ない101の平年並みと発表されました。

また、JA加美よつばにおけるうるち玄米の一等米比率は、11月末現在で昨年より4ポイント多い88.9%となり、買入れ状況は契約数量を上回る101.8%となっております。

一方で、来年の生産調整であります。農林水産省が11月19日に公表した令和4年産の適正生産量は、令和3年産実績から3%減の約4万ヘクタールの減産が必要な水準で、今年産に引き続き大幅な作付け転換が求められる状況となっております。

今後、県農業再生協議会から本町の生産の目安が示されることとなりますので、町としての方針を示し、町農業再生協議会臨時総会及び区長、実行組合長、農用地利用改善組合長合同会議を経て、地区の皆様方に周知をまいります。

次に、農業経営支援金について申し上げます。

令和3年産米の農協概算金は、米の消費量が年々減少していることに加え、コロナ感染症の影響から、主力品種であるひとめぼれ1等米で1俵60キロ当たり9,500円となり、昨年と比較し3,100円の減額となりました。米生産農家の皆様にとっては大変厳しい状況となったことから、次期作への経営継続を支援するための措置として、10アール当たり2,000円の農業経営支援金の交付を行うこととし、本会議に係る予算を提案しております。

なお、今後の米価の安定を図る観点からも適正生産量の推進に向け、農家の皆様と調整を図ってまいりますので、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、商工関係について申し上げます。

コロナ感染症の影響を受けた事業者の方々の支援策として実施いたしました事業継続支援金については、9月1日から10月29日までを申請期間として73事業者からの申請があり、11月10日に最終の交付を行ったところであります。

また、コロナ感染症拡大防止のため、県による時短営業の要請に御協力をいただいた飲食店に対する協力金については、今年4月5日から1回目の要請から始まり、9月30日までの間に計5回の要請がなされ、16事業者の方々に御協力をいただきました。時短営業協力金は11月10日までに全ての交付を行ったところであります。関係者の皆様には、今後も感染防止対策を継続しながら営業活動を行っていただきますようお願いを申し上げます。

次に、本町の冬の風物詩となっております冬のイルミネーションですが、実行委員会の方々がこのコロナ禍の中、どのような形で実施できるのか検討されましたが、街路樹への電球の設置及びクリスマスマーケットは中止とし、ペットボトルを使用したツリーの設置、点灯のみと事業の大幅な縮小となりました。実行委員会の方々も苦渋の決断かと思いますが、このような状況下でも自主的に企画、運営し、活動されていることに感謝を申し上げますとともに、今後も継続した活動に御期待を申し上げます。

次に、日米共同訓練について申し上げます。

去る11月11日に本年度の日米共同訓練及びオスプレイ等の移転訓練の大要が公表され、王城寺原演習場等においては、12月4日から17日まで訓練が行われることとなりました。今回はオスプレイを使用した訓練となる予定ですが、地域住民の安全確保に万全の対策を講じていただき、騒音、振動等により生活に支障が生じないように要望しております。今後も宮城県及び地元3町村が連携を図り、随時的確な情報提供を求めながら、町民皆様の安全対策等に万全を期して適切に対応してまいります。

また、本年7月に米軍実弾射撃訓練の分散実施があったことから、特定防衛施設周辺整備調整交付金の二次内示があり、今年度の調整交付金の総額は昨年度に比べ1億1,440万1,000円増の2億1,030万8,000円となりましたので、本会議に関係予算を提案しております。

次に、建設事業について申し上げます。

本年度の建設事業の進捗状況はお手元に配付したとおりであります。

7月15日に着手した南大集会所の建設工事は順調に進捗しており、12月10日の完成を見込んでいます。なお、集会所の外構工事として、本会議に敷地整備費の関係予算を提案しております。

また、広域一号線舗装補修工事については、二次交付分の内示後に発注する予定としており、現在その準備を進めております。

次に、下水道事業について申し上げます。

色麻浄化センター改修工事に必要な下水道事業ストックマネジメント実施計画、色麻町下水道事業公営企業法適用支援業務ついて、完了に向け鋭意努力をしております。

次に、水道事業について申し上げます。

本年度の水道事業の進捗状況はお手元に配付したとおりであります。

10月に水道施設整備工事により発生しました清水地区給水区域の濁り水については、町民の皆様方に御迷惑をおかけしましたが、現在は水質も安定しており、町内全ての配水施設についても良好な状態で運転管理をしております。今後も工事に伴う急な断水など、何かと御不便をおかけすることもあるかと思いますが、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、教育行政について申し上げます。

まず、色麻学園の行事ですが、9月30日から10月1日にかけて小学校6年生の修学旅行、10月18日から20日にかけて中学3年生の修学旅行が実施されました。

中学3年生の修学旅行は、昨年度は中止となっており、2年ぶりの実施となりました。子供たちは平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができたものと思われれます。

10月14日に色麻中学校の文化祭及び合唱コンクール、11月6日には小学校の学習発表会が行われました。それぞれ学年ごとに保護者を入替えて椅子の消毒を行い、子供たちも演技の直前までマスクをするなど、コロナ感染症対策を徹底して実施されました。



次に、色麻幼稚園の行事ですが、12月4日にお遊戯会が開催され、小中学校と同様、保護者は入替えとなりましたが、子供たちは明るい笑顔で伸び伸びと元気よく発表しておりました。

次に、子どもの心のケアハウス「さくらルーム」では、コミュニティセンターで活動している地域の方々との交流が生まれたことなどの特色があるということで、大郷町と栗原市からの視察を受けました。今後とも引き続き新しい生活様式の実践を通して、園児、児童生徒の安全、安心の確保に向け、コロナ感染防止に万全の対策を行ってまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、生涯学習推進事業ですが、昨年度完成した郷土学習「色麻学」プログラム（モデル案）に基づき、「荒川堰の歴史について学ぶ」と題し、座学と現地視察会を11月13日に実施しました。

座学では、荒川堰の歴史に触れながら、当時の工事の様子などについて学び、現地視察では除地区の取水口や、道命地区にある水路が3方向に分かれる箇所などを見学しました。

次に、地域学校協働活動推進事業ですが、地域活動はコロナ禍により昨年度は中止となりましたが、第18回目となる今年度は11月7日に「こどものまち2021」として2年ぶりに開催いたしました。

学校支援活動は5年生による稲刈り体験を10月14日に、4年生による特産品エゴマの刈取り体験を10月21日に、脱穀体験を11月10日にそれぞれ多くの関係機関やボランティアの方々に御支援をいただき、実施いたしました。

次に、図書事業ですが、新たな事業として出品者が本を持ち寄り、来場者が気に入った本を自由に持ち帰ることができる本のフリーマーケット、ひと箱ブックマルシェを11月7日に実施したところ、町内外から約90名の来場者がありました。

次に、社会体育事業ですが、本年度3回の開催を予定しているズンバダンス教室を町スポーツ推進委員である上高城地区の佐々木拓真さんが講師となり、第1回目を10月24日に、第2回目を11月28日に開催いたしました。

また、11月20日には体育協会主催による野球教室を、日本製紙石巻硬式野球部選手とコーチ、トレーナー合わせて22名を講師に招き、郡内のスポーツ少年団団員及び中学校野球部員など、総勢100名が屋外運動場で一緒に野球の楽しさや技術面の指導を受けました。今後も引き続き自立、協働、創造する人づくりの実現に向けた各種事業を展開してまいります。

最後に、今回提案する議案について申し上げます。

大崎市との定住自立圏形成協定の変更が1件、条例改正が3件、公の施設の指定管理者の指定が1件、令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算が8件、合計13件であります。

以上、町政の一端を述べるとともに、提出議案の概要を申し上げましたが、各議案の提案理由や内容については、御審議をいただく際に改めて御説明を申し上げます。慎重

なる御審議を賜り、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上で、町長の行政報告並びに提出議案の概要説明を終わります。

なお、ただいまの発言内容は文書で議員各位のお手元に配付しておりますので、議案審議の参考にしていただきたいと思います。

次に、総務教育常任委員会並びに産業民生常任委員会からの所管事務調査についての報告をそれぞれいただきます。

初めに、総務教育常任委員会相原和洋委員長、御登壇の上、御報告願います。相原和洋委員長。

〔総務教育常任委員長 相原和洋君 登壇〕

○総務教育常任委員長（相原和洋君） おはようございます。総務教育常任委員長を務めております相原でございます。本所管における事務調査報告を述べさせていただきます。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により御報告いたします。

1、調査期日及び調査事項内容。令和3年11月16日、火曜日、午前9時30分より開始いたしました。

調査内容については、教育総務課における①色麻学園におけるタブレットの活用状況について。小学校、中学校の授業の様子を調査しております。②新型コロナウイルス感染症対策の実施状況について。農村環境改善センター、③としまして、農村環境改善センター改修工事後の現状についての3か件を現地調査を今回させていただきました。

2として、調査方法及び目的です。

今回、現地調査を実施しております。学校については、校長先生より各学年での活用についての説明を受け、農村環境改善センターについては、1階の多目的ホールの現状について現況の確認後、所長より今後の対策等について説明を受けました。

また、事業ごとに各委員から質疑応答形式で調査が行われ、活発な意見等が出されております。

3、まとめとしまして、今回、調査した中で、各事業について意見を申し上げさせていただきます。

①色麻学園におけるタブレットの活用状況について。

今回、学校におけるコロナ対策の現状確認も踏まえ、当委員会として初めての学園調査を行いました。当日、校長先生をはじめ、小中学校の情報化推進リーダーの教諭の案内のもと、小学校1年生から中学校3年生まで一堂にタブレットの一斉活用の授業を視察しました。昨年度購入のタブレット約650台が一斉に稼働できており、教室内のデジタルクラウド化によるサーバー等のダウン等もなく、児童生徒の授業活用に何ら支障がなく感じられました。

タブレットの活用及び学習については、学年ごとにカリキュラムがあり、小学校低学年はプログラミング学習やキーボード練習のタイピング、スクラッチやA Iドリルで個別により学習。高学年についてはタブレットに取り込んだ写真や画像の活用、パワーポ

イントの製作及び作成後のグループごとでの発表会など、授業を行っておりました。

授業見学後、校長先生よりG I G Aスクールのタブレット活用に至るまでの教職員の研修や端末活用、I C T活用の研修会、また、プログラミング学習の勉強会などを実施し、授業に実践できるよう臨んだとのことです。

また、一人一台のタブレット活用について、学校内でのルールを規定し、保護者の方々へは家庭内のインターネットの環境状況の確認、タブレット利用時における同意書の署名等をいただいた上での活用とのこと。あわせて、学校内では児童生徒にタブレット使用時の5つの約束を周知している。

委員会からの意見として、昨年度より約9,500万円の経費をG I G Aスクールの関連経費として町は予算計上し、事業執行を行っている。多大な経費を将来の子供たちに託す町として必要なことだと認識もしており、児童生徒の活発的な活動状況を目の前にして、大変よかったと思われます。

ただし、この事業の成果を今後どのように担当課として分析をし、ますます実りあるよりよい事業にしていくのか。また、今後、義務教育学校化を進める上でも効果のある事業にさせていただくことを切望しております。

#### ②新型コロナウイルス感染症対策の実施状況について。

学校内での新型コロナウイルス感染症対策についてのガイドライン、休校後の授業や学校行事の現状等について、校長先生より説明を受けました。

新しい生活様式をはじめ、密の回避やマスク・手洗い消毒・検温の徹底化や、登校時における家庭内の健康観察カードの提出などに努めているとのこと。

行事等について、今年度は昨年中止の中学生の合唱コンクールを中新田文化会館にて開催。入場の制限や学年ごとに入替え制を設けて実施したとのこと。運動会についても町民グラウンドを会場に開催。同じく入場制限及び入替え制を設けて実施。

また、コロナによる社会からの差別・偏見をなくそうプロジェクトの活用などで、いじめや不登校を出さないように努めているとのこと。

委員会からの意見としまして、令和3年度のコロナ関連備品において、約1,250万円の予算を計上し執行している。学校からの要望と思われるが、限りある財源を最大の効果を生むように適正かつ慎重に、内容及び予算等も踏まえ対応していただきたい。

また、学校の要望をそのままのみにするのではなく、担当課として現状把握をしっかりとした上での適切な対応、処置に努めていただくことを意見といたします。

#### ③農村環境改善センター改修工事後の現状について。

全面改修後の委員会として、初めての現地調査を行いました。改修後、各委員より1階の多目的ホールの床全面にみみず腫れ、膨れがあり、一部議員の一般質問においても業者の瑕疵ではないかという意見も出た事案であります。

現状確認後、所長より今後の対策等について、現在、数社の業者より床面に対する調査をしてもらった結果、床下のフリークなる部分のひび割れ等が原因で、その処理をしないと直せないとのこと。既に数社の業者には対策案について数パターンの施工方法

と見積りを合わせ提示されているとのことです。町長に内容等を説明した後、今後の進め方について対応するとのことでした。

委員会からの意見としまして、改善対策等については、なるべく早く対応策を決め、町民が農村環境改善センターを快適に活用できるよう努めていただくことを強く切望するものであります。

最後に、今回の各委員から指摘された事項について、事業内容の改善精査を図り、さらなる町の発展と町民生活の安定と福祉向上に努め、限られた予算を最大限に効果的に活用し、成果、効果のある事業にさせていただくことを期待と切望を含め、報告に代えさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上で、総務教育常任委員長の報告を終わります。御苦労さまでした。

次に、産業民生常任委員会白井幸吉委員長、御登壇の上、御報告願います。白井幸吉委員長。

〔産業民生常任委員長 白井幸吉君 登壇〕

○産業民生常任委員長（白井幸吉君） おはようございます。産業民生常任委員長を務めております白井であります。所管事務調査を実施いたしましたので、報告をさせていただきます。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告をいたします。

1、調査月日、令和3年11月17日。

2番、調査事項であります。産業振興課所管では、1、町有林皆伐事業委託業務状況について、2、青野～岳山線改良工事進捗状況について、3、一時保管牧草農地還元業務委託状況について。建設水道課所管では、4番目としまして、嶽山一号線道路整備工事進捗状況についてを調査いたしました。

3の調査方法であります。調査事項4か件を各担当課より説明を受け、現地調査と質疑応答形式により調査を行いました。

4の調査結果であります。産業振興課の1の町有林皆伐事業委託業務状況については、森林資源の成熟を背景に、森林のサイクル（植林・保育・伐採・植林）を維持するため、森林経営計画で定めている皆伐を行うことを事業目的とするものであります。

業務内容は、小栗山嶽山地内の皆伐で面積は7.93ヘクタール、每木本数はカラマツ3,532本、その他広葉樹2,498本で、契約額は1,342万円となっております。伐採した木材は運搬販売契約とし、当初で2,347万円の販売額を見込んでおります。訂正をお願いします。「見込みで」のところを、「見込んで」に訂正をお願いします。

成熟した杉とカラマツの人工林がおおよそ3,000ヘクタールの面積があることから、森林経営計画を踏まえて販売収支を見定めながら、町有財産を活用しての財源確保を委員会として要望をいたします。

2番目の青野～岳山線改良工事進捗状況についてであります。町道と林道を連携し

て一体的に整備することで、林業振興の発展と観光客入込み数の増加を事業目的とするものであります。工事は大雨被害の復旧であり、土工事、擁壁工事、排水工事、防護柵工を実施する延長100メートルの工事であります。

質疑を踏まえて、その先の加美町地内が通行止めの状態とのことであります。町内の箇所が完成しても事業目的が果たせないことから、全線通行できるよう加美町に要請することを委員会として要望いたします。

3番目の一時保管牧草農地還元業務委託状況についてであります。汚染牧草を保管することにより、農地利用と農作業の効率化に支障を来しており、農地へのすき込みにより、農家の負担軽減を図ることを事業目的とするものであります。対象農家が13戸の汚染牧草111トンを6.3ヘクタールにすき込みを行い、その後、土壌の放射能測定も含んだ業務であります。

質疑を踏まえて、委員会として次の要望をいたします。

1、汚染牧草の処理に当たっては、町民への説明と理解のもと対応すること。2、400ベクレル以上の保管牧草の汚染濃度を再度測定し、400ベクレル以下の場合には早期の処理を行って、農家の負担軽減を図ること。3、今後の一時保管牧草農地還元業務の実施を踏まえ、すき込み箇所の牧草の放射能測定を行うこと。

次、建設水道課の嶽山一号線道路整備工事進捗状況についてであります。地方創生道整備推進交付金により、町道と林道を連携して一体的に整備することで、林業振興の発展と観光客入込み数の増加を事業目的とするものであります。

今回の工事は施工延長4,000メートル、平均幅員3.6メートル、面積1万4,105平方メートル、契約額839万5,200円の工事であります。

施工前の道路状況を踏まえれば、車輛が問題なく通行ができるまでに復旧されてきました。舗装することなどの抜本的な解決を望む意見には、工事費試算で2億円となることから、敷砂利での対応を行ったとの回答であります。

今後の維持管理として、町所有重機の有効活用により排水対策を行い、豪雨被害の軽減を図るよう、委員会として要望をいたします。

以上、報告といたします。終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、産業民生常任委員長の報告を終わります。御苦労さまでした。

○議長（中山 哲君） これより本日の日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、3番相原和洋議

員、4番白井幸吉議員の両議員を指名いたします。

## 日程第2 会議日程の決定について

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。12月会議の日程につきましては、本日から12月10日までの4日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、12月会議は本日から12月10日までの4日間と決しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

## 日程第3 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

最初に、9番今野公勇議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。今野公勇議員。

〔9番 今野公勇君 登壇〕

○9番（今野公勇君） 議長の発言の許可をいただきましたので、通告順に従って質問をいたします。

まず、農業についてであります。もう今年が始まる前から米価下落が予測をされていきました。生産が始まる前からこいな形で飼料用米に転換してくださいとか、そういうことがあったんですが、随分そういう形で生産調整、飼料用米等に転換したところがあったというふうに伺ってますが、それでも大幅な米価の下落がありました。

町では、米価下落対策として支援金を2,000円出すということになっています。まず、その単価について、その根拠をお伺いいたします。

さらに、来年はまた大幅な減産が求められるというふうな報道があります。報道というより、決まっているようです。その対応はいかなされるのか。今まで農家は米価安定のためとして転作に取り組んできましたけれども、このままでは営農の継続は非常に難しくなる。抜本的な、根本的な対応が必要ではないかということで質問をさせていた

だいております。まず、お答えいただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 農業関係についての質問をいただきましたので、回答を申し上げたいと思います。

まず、今回、支援金を出すわけですが、その単価の根拠ということで、このことについて私のほうからは答弁をしますし、それから、来年の関係、大幅な減産が求められるということですので、その対応については担当課長、それから、根本的な対応についても担当課長より答弁をさせたいと思います。

まず、今回の2,000円のその根拠ということですが、営農を継続支援するためには農業支援金、10アール当たり2,000円というのは決して大きい金額ではないんですけども、本町としてできる範囲の中で出した金額でございます。その根拠ですけれども、来年産の米の資材費の一部を支援をするということで、この一部の支援については、種もみ代、それから育苗の培土代、これが大体10アール当たり3,715円ということで、この2分の1相当額を町としては判断をさせていただきました。

私からは以上です。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

来年度さらに大幅な減産が求められると、その対応についてということですが、まず、農業関係につきましては、国からの水田生産調整の交付金が大きなところを占めるわけですが、その辺について令和4年度に、大幅なというか、変更もあるというような報道等がございます。そんな中でも、やはり今まで飼料用米、それから大豆の生産、中には振興作物等々、それからエゴマも含めた中で、そういった生産調整の交付金をうまく活用しながらやってきてまいりますので、まず大幅な米の生産の目標が減らされるということから、なお飼料用米、それから大豆、大豆については飼料用米とのブロックローテーション等々を活用しながら、農家の所得の向上に努めてまいりたいと思います。

それから、営農の継続が難しくなるということで、根本的な対応が必要ではないかという御質問でございましたが、まず、これまで集落営農組織等々によりコストダウンを図ってきたところでございますが、なお、その中でもさらにコストダウンを図っていかなくないかなあとしますので、その辺のいかにコストを減らしながら、生産調整の交付金と組み合わせながら、なおかつ、米の目標を守りながらというか、主食用米が全国で毎年10万トンずつ減っているということもございますので、その目標に沿った主食用米の作付をしながら推進してまいりたいと思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 単価の根拠は種苗費ということで、種と培土ということだと思っておりますけれども、実は私、育苗費だと思って、育苗費、一生懸命計算しました、我が家の。

種もみが1キロ495円するんですよ。大体1反歩、だから、2.8キロぐらいかなと思って計算して1,386円かかりました。このほか温湯消毒とかなんかありますけれども、水つけとかそういうの、入れません。それから、培土、稲穂への特号というのがあります。1トンパックで買うやつですね。1トン2万4,480円して、大体350万円ぐらい取れるので、10アール当たり、うちでは17枚だから、大体1,189円ぐらいになります。あと、種まいた後に培土使うのは昭和培土で、それも520円。大体約20枚だから、それを掛ける17ということで442円が多分、種苗費だというふうに思いますが、それに薬剤、ファーストオリゼフェルテラ、これは大規模、10キロで買いますから、これが3万2,830円なんですけれども、これが200箱分なんです。これを17枚ってやると2,790円かかります。あとはナエファインフロアブルとか、タチガレンエースとか、タチガレンとかいろいろ入れて、大体6,200円ぐらいになります、育苗費。プール代とか、水つけしてて、種を水つけすると2日に一遍、水交換するんですが、そういった水道代とかも全部入りません。ただ、それだけで労力も入りません。それで6,000円かかるんです。

そのほかに、肥料代とか、何かずっと出してみました。ひとめ専用だと252って安いやつです。これ47.5キロぐらい、一反部すると5,866、こいなこと計算をずっとしてみました。そうすると、生産費全部3万8,657円。人件費入りません。

そんなことで、この質問をする上で、一体どれぐらいかかるのかなということで計算をしたんですが、米の、どれだけ取れたかなというところとあれだけでも、色麻町の平均単収が533キロになってます、今年。というところ、8.88俵になります。これ以上もっと取れると思いますが。その8.88俵掛ける、3,100円減ってますから、そうすると2万7,528円、一反部で減ってるわけです。1ヘクタールにすると27万5,280円で、町全体では1,372町歩ありますから、3億7,768万4,160円のマイナスです。町の支援金は2,744万円。下落した米の値段の7.265%になります。

町長、先ほど町としてできる範囲ということでの2,000円だということでもあります。この種苗費の10アール当たりの3,715円の2分の1相当というのは、後からひっつけたものであって、2,000円ぐらいしか出せなかったということだというふうに思うんですが、そのように理解してよろしいですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これまでも説明してきたとおりでございまして、気持ちはできるだけ応援をしたいという思いはありますけれども、ある程度、大崎管内の町として、ほぼあまり極端な差がないようにということも一理ございます。ただ、本町としては、例えば、去年は去年、今年は今年と言われますと話としては全く成り立たないんですけれども、去年も町としては農家の米の主食用米に対しては補助を出したんですね。これはほかの町では多分出していないんですけれども、出しました。そういうことで、町としてできる範囲の中でとしかやっぱり、考えとしてはそうしかないんですね。気持ちはありますけれども、現実としてはそういうことだということに理解をしてほしいというふうに思います。



○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 確かに全て町で補填するというわけにはいきません。今まで、ここだけじゃなくて、役場だけじゃなくて、再生協のほうでもいろいろ今まで何回も検討はしているというふうに思います。そんな中での交付金は出てくるわけなんですけれども。

ただ、米を作らない、米の面積が少なくなれば、当然、農家は一生懸命、余計取ろうとするわけですよ。ぶん投げておいたところまでの水見をちゃんとできるようになったり、草刈りをちゃんとできるようになったり、除草をちゃんとできるようになれば、当然、収量が上がってくるんですよね。だから、当然、また、反別は少なくなっても収量が上がってるという。私の家も多分、今年10俵ちょっと抜けるぐらいまで出てます。それは、そういうふうに米作りが少なくなった分、余計取ってあげましようと思うのは当たり前前のことであって、農水省のお役人さんが机上で何%とはじき出しても、そのとおりにはならない。ならないのが分かってたから先ほど言ったように、もう最初から主食用から転換をしてくださいよというような、もう2月の段階で出てるんですね。12月からかな。こういうのが出てるわけですよ。

だから、根本的に米問題というのは、今の状態では解決することができないということです。いつまでたっても米余りが続くということです。どんどんどんどん今から人口が減っていくわけですね。そんなことをここで議論してもどうしようもないわけですね。農家としては、それでも何とか生き残るためにやっ払いこうというわけですよ。

来年は3%ぐらい面積が増えるだろうというふうに言われています。適正水準という、3%すれば適正になるよというふうに言われるんですが、今年は1,372ヘクタール、色麻町で水稻作付をしたわけですね。ここからまた3%という、マイナス41ヘクタールぐらい、ただ単純に計算しただけですよ、ぐらい減ってくるわけですね。

米価の単価の推移というのは、29年は1万2,400円、30年は1万2,800円、令和元年も同じ、令和2年は1万2,100円、今年が9,000円。これは500円ずつ減ってますからね。農協が500円留保しているわけですから、だから今年は9,000円しかないわけですよ。こういうふうな状況にあるということ。それで、なおかつ、来年3%減らされるということです。

そういったことをいろいろ考えているうちに、農業新聞に実は、今後5年、水張りしなければ対象外になりますよというのがありました。今後5年じゃなくて、最初の報道では、今まで5年間一度も水張りしてないところは転作から外しますよということです。そして、もう一つ、何て言ったらいいのかな、畑地化に向けて、畑地化したのに対しては、高収益の場合は17万円とか、そうでなかったら10万5,000円とか、畑地化した場合、補助出しますから、田んぼから田んぼでなくなるようにしてくださいというふうなことですよね。そうすると、分母がどんどん小さくなるから、一時は余計出すかもしれないけれども、形としては転作、パーセントで言えば米の余りが少しでも緩和できるかなというふうな考えだというふうに思います。

これですね、きちっとした圃場整備がなされていて。そして、排水対策もきちっとできている土地であれば、ブロックローテーションからできるわけですからいいのですが、そうではない耕作不利益地、例えば、私のところの王城寺です。耕地面積の3分の1は未整備地になっているんです。昔々何をやっていたかという、小さい田んぼを、転作するのに小さいところを、あるいは、どべたところを牧草として、無家畜農家だったんだけど、牧草として隣の花川さんをお願いをして管理してもらって、そういう形で転作を進めてきました、ずっと。それでは駄目だから、牧草から転換して大豆にしましょうと。小さいところでも何でもとにかく皆プールにすっから豆作りましょうということで、ようやく二十何町歩ですかね、全部で合わせて二十何町歩、豆にしました。牧草は、ちゃんと有畜農家が管理するというようになってきたんです。

それを今度、今後でも何でも、水張りしなければ認めないというふうになれば、完全にアウトなんです。今さらポンプを設置して、電線ももう撤去してますから。電線のところは東北電力に言えば引っ張ってくれるというふうに思いますが、今からポンプを設置して、何かにして田んぼに戻すと。私だったらやりませんね。私のところの組合員に「あんだのところは、あいつたから、もう駄目だから、ここさ田んぼにしてください」ということもなかなか言いづらい。言えませんよね。そういうような状況にあるということ。

そこで、そういうところにあるということをもっと理解してもらいたいということで、ある人をお願いをして代議員の方に、こんなのちょっとやめてくれというふうなことでお願いをしておるんですが、ぱぱーんといった答えは返ってきません。ちょっとこいな状況にあるということ、多分、王城寺だけではなくて、ほかにもいろいろあるというふうに思うんですが、その辺のあいづは、不利益な土地にということの確認とか、分かっているかどうかお聞きしたい。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今の場所、どの程度、どこにということについては、調査したわけではございません。ただ、国のほうでは、いわゆる農林省のほうでは、正式な文書ももらっているわけではございませんが、今議員が内容等について話したこと、いわゆる水田活用に対する交付金、このことについてのまずもって餌米、このことの見直し、それから、5年間水張りをしてないということに対しての認めないということにそういう話、やはり出ておりますので、そうしますと、例えば、今採草地ということで牧草でいわゆる転作をしている方々、このまま5年間をやると認められないと。いわゆる転作として認められないというふうになりますので、確かにこれはちょっと我が町にとっては、状況から言いますとちょっと大変ですね。私のほうからもこれから機会を捉えて、このことについては陳情をしたいと思います。

それから、やっぱり農家、経営ですので、農家のそれぞれ今までのような経営ということで果たしてこれからどうかということになりますので、今、今野議員からも心配された内容の質問があるわけですので、どのような作物を取り入れて、そして、自分

の経営に、要するに、経営が成り立つのかどうかということのを改めて考える必要があるかもしれません。それで、結局、水田から畑作へということになりましたときに、どうしても労力の関係がありますので、機械化できるものということになると思います。であれば、結局、一番は今のところ、大豆だろうと思いますね。大豆をできればブロックローテーションで作付をしていくということで、これも、ですから5年間、水張りしないと駄目ですから、5年間そのまましておけば駄目になりますので、これはブロックローテーションをせざるを得ないということになるろうと思いますので、その辺のところも慎重に判断をして、個人で取り組むのか。あるいは、今それぞれの地域の中で法人組織をつくっていますので、そういう法人で取り組むのか。その辺のところをよく判断をしていただいて、その中で町がどこにどのように、いわゆる力を貸してあげられるのかということのを判断していきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 町では今まで集落農業であったり、法人化を進めたり、それから、認定農業者を中心とした農業施策をやっていくということのを言ってきましたよね。ただ、それでも今、限界に来ているというふうに感じています。

さっき町長がおっしゃったけれども、牧草はね、種まかないと駄目なんですよね。収穫だけだったら対象外ですよということになります。何年か前だったか、畦畔がついてないから駄目ですよというような調査がありましたよね。農水省が考えるんだか、財務省が考えるのか分かりませんが、国は余計な金を出したくないんですよ。そんな関係だというふうに思います。

ただ、こういう状況が今何ぼだ、54%ぐらいの作付面積になるよというふうになったときに、昔は色麻町は1戸の農家の反別が2町歩以上あって、北海道を除けば日本一なんだというようなことを言っていたんですが、日本一大変な町になるんですよ。結局、一人一人の、一戸一戸の農家というふうに考えれば。もう既に、もう来年から米作んねえわ、農家やめるわっていう人たちも結構出てきてるんですよ。そうしたときに、そういった方々の受皿として法人あるいは集落農業、営農組合と考えるんですが、今でもちょっと難しいような気がいたします。つまり、条件が悪いところなんです、やめる人たちは。さっき言ったように、圃場整備がなされていないところも結構ありますから。

そいなときに、例えば、うちのほうに法人がありますけれども、法人がいいですよと皆受けていったら、法人が潰れてしまいます。各地でもいろいろ、今年も随分法人できましたよね。でも、まさか9,000円になるとは思っていないですよ。先行投資というか、設備投資した方もいるんです。面積を増やして設備投資をして、今まで一つ一つやっていたのをフレコン装置をつけたり、コンバインを新しくしたり、乾燥機を新しくしたりして設備投資をしている方が、この9,000円ではとてもじゃないけども払えない。そのために融資枠はありますよというふうに言われますけれども、借りたのは返さなくちゃいけない。何年か前にも、しばらく前だったね、あのときも100万、200万、皆借りた人がおりました、農家でね、農協から。でも、借りた金は返さなくちゃいけないんです。そう

いう状況の中で、だから、数年前よりも今、非常に厳しい状況の中にあるということですよ。これは町長、言わなくても分かっているというふうに思いますけれども。

やはりこういったところを改善していくためには、ぜひ国のほうでこういった作る自由、売る自由なんて言わないで、ちゃんと管理してもらわないと、目安を表示しますから、それに従ってやってくださいなんて無責任ですよ、国は。私たちが若い頃、農協青年部で米価運動に行っているいろいろやってきましたけれども、始めの頃は、若い頃は2万円から、良質米奨励金を入れればササニシキなんか2万4,000円ぐらいになった時代がありました、1俵ですよ。それが今9,000円ですよ。しかも、半分作っちゃ駄目なんです。これで自分の息子に、あるいは孫に農業やれって言えないですよ。ほんで、15町歩ぐらいの認定になれば何とかかんとか経営として成り立ちますよなんて、15町歩、独りでやれませんからね。3家族ぐらい、2家族がせいぜい。だから、いろいろ法人化やったり、集落農業であったり、グループでやりましょうということになってんですよ。そうしないと太刀打ちできないんです。稲作農家はですね。ほかのいろいろな、施設とかで成功している方もいらっしゃいます。でも、それはそれとして、稲作農家は、このままではじり貧です。もう続かなくなってくると。色麻町の2,000ヘクタール以上あったやつが、今1,300ぐらいしか作ってないわけですから。だんだんだんだん作る人がいなくなってくると、耕作放棄地と言われるものが出てきて、次に質問しますけれども、イノシシのすみかになります。野生動物のすみかになって、どんどんどんどん荒れ放題になっていくと。うちだけ、田んぼだけじゃないんですね。空き家もいっぱい増えてきますから。そういったことでどんどん悪循環になってるんですよ。今ここで何とか手を打たなければいけないと思います。

だから、これを町長に言ったって町長がすぐ解決はできません。だから、町村会なり県なりをまとめて国に強い要請をして、このままでは駄目だよと。もう一つ言うんだったら、どこかの県会議員と衆議院議員けんかしていますけれども、今からこの政党を応援しませんよというようなことを言って、ぜひ頑張ってもらいたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私も農家の小せがれ出身ですから、農家の現在置かれている状況については十分理解はできます。もし私もその立場であれば当然、相当頭を悩めておったというふうに思っております。

そういう中で、根本的に人口が減ってきているという、いわゆるこれは国全体なんですけれども、人口が減ってきているということで、食べる量もこれは落ちてくるわけですね。年々落ちてくるわけですよ。そして、そのほかに、今であれば外国からのインバウンドと言われるそういう人たちも来ないということですので、当然、これは米余ってくるということになります。

やっぱり農家にとって、今までは米を主体ということになってきたわけですが、若干これは、考えは少し変えてもらわなくちゃならないかもしれません。やはり自分の農家

としての経営、それを考えたときに、さっきも言いましたけれども、どういうものをどのようにして投資、作ればそれだけの見合うものが出てくるのかどうか、そういうことを1つの判断にしてもらわなくちゃならないと思います。ただ、労働力も、下から若い人たちがどんどん入ってくればいいんですけども、全体として労働力も年々落ちるわけですので、そのこともよく踏まえて、やはり機械化できるものの作物を選ぶということになろうかと思えます。

それから、どうしても条件の悪いところは、多分これからますます受け取ってもらえなくなるだろうと思えます。ですので、そういう条件の悪いところについては、何とかこれも土地改良関係なども相談をしながら、そういう場所をそういう区画の中に入れてもらうような事業を考えてもらうとか、町としても今団体補助事業というのはあるのかないかちょっと分かりませんが、いずれにしても、土壌改良関係に金を若干かけていかないと、頼むほうも受け取ってもらえないと、こういうことになりますので、そのことについては町としてもちょっと考えてみたいというふうに思えます。

それから、確かに米の単価については、将来的に私がどうのこうの言える立場ではないかもしれませんが、やっぱり1万円から下回るとするのは、農家としては多分これはつらいですね。何とか1万円は、クリアは最低でもしてほしいという思いですので、そのためのいわゆる国としても転作なり、バランスを取っていくということになっていくんですから、それに従いながら、あとはそれぞれの農家がそのことによって何を今度、その分を何をするかということの判断をしてほしいというふうに思えます。

今農業関係で一番安定しているだろうと思われまはすのは、多分、畜産関係なのかなと思っております。ただ、だからといって、誰でもそれに畜産関係を取り入れるということにも、これは簡単にいきませんけれども、農業関係の中では今、一番安定しているのかなというふうに思っております。これから若い人たちがもしそういう農業関係について夢を持っているならば、そちらのほうを勧めたいものだなというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 平成19年に経営所得安定対策ということで集落営農組合をつくる段階になったんですが、そのとき、うちの地区にも「みんな50万円ぐらいずつ出資するべや。べこ飼うべ」と言ったんですよ。誰も乗ってこなかったですね。あのとき何頭かでも新しい畜舎でも建ててやっていたら、今頃左うちわだったななんて話しているんですが、遅きに失していますよね。今から整備をするって、素牛も高いですしね、非常に難しい。

ただ、安定的だということは、そうだろうという。これも米価と同じで、今、牛の値段、子牛の値段が70万、80万だから言えるのであって、いつだったか、口蹄疫が出たときには相当落ちたわけですよ。10万もならないような牛がいっぱいいたときもありましたからね。そういうような時代から見れば、今畜産は非常にいいというふうに言われますけれども。

さっき言ったように、牧草は収穫だけでは駄目だよと。そうすると、酪農家の方々は大規模をやってて、そして、毎年更新をしながらいい牧草を取るとなってますけれども、繁殖農家なかなかそれが難しいんですよ。更新するにしても種代もばかにはならないし、機械そのものが反転したり、整地するということになかなか難しい。そうしてしまうと、田んぼになんか戻らないですよ。そんな小さいところ、こちょこちょやってるよりどーんと大きくしてしまうわけですよ。隣の地区なんかは、まず転作ですって田んぼだったけど、それはみんな畦畔ありませんよ。だーんと広がってます。そういう状況にあるということでもあります。

なかなかこの問題、農業については、本当に今頑張ってるやらないと、よく今持続可能な、サステイナブルと言っていますけれども、持続は不可能になります。心配なのは、耕作放棄地が増えてくるというようなこと。1回荒らしてしまうと、これを復元するのに相当、5倍ぐらいの労力がかかります。費用もかかります。だから、そうならないように集落でいろいろ話し合いながら、何とかしていこうというふうに知恵を絞りながらやっていくつもりですが、それでもやっぱり無理なのは無理になります。何かそのようなところ、町のほう、あるいは再生協なんかでいい知恵があれば、支援をしていただきたいなというふうに思います。このコロナ禍でそういった集落の話合いもなかなかままならなくている状況ですので。少し収束してきましたから、来年については本当に腰を据えて話し合いをしながら進めていかなければならない、農家自身がね、というふうに思っていますので、その辺の支援をよろしくお願いをしたいというふうに思っています。

この農業問題についてはまだまだいっぱい言い足りないことあるんですが、ここで一応閉めておきたいというふうに思います。

続いて、鳥獣害対策についてということで質問をしております。

この鳥獣害対策、平成28年頃から始まったというふうに思っていますので、今年実施した対策内容及び効果について、また、これまでの取組を検証する、総括する時期かというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野議員の2つ目の質問、鳥獣被害対策についてありましたので、御回答申し上げたいと思います。

今年度の鳥獣害対策は、町の有害鳥獣対策協議会が主体となって地域住民の皆様の御協力をいただきながら、被害対策の3本柱と呼ばれる侵入防止柵の設置を行ってまいりました。今年度の柵の設置距離につきましては、ワイヤーメッシュ柵が約16.2キロ、電気柵が約3.6キロ設置しております。令和2年度に引き続き、広域にわたる柵となりますことから、鳥獣被害対策アドバイザーの助言をいただきながら、専門的な知見からより効果が得られるような方法で柵を設置しております。

また、捕獲につきましても、鳥獣被害対策アドバイザーから指導をいただき、新型コロナウイルス感染症の影響によって全体での研修会を開催することはできませんでしたが、個別にわなの使用方法あるいは銃の取扱いなど、町の鳥獣被害対策実施隊員

の捕獲技術向上に努めているところであります。

今年度の柵設置に伴う効果につきましては、まだ柵を設置していない地区もございますので、今後、効果が現れていくものと考えております。

これまでの取組に対する検証につきましては、来年度から実施をいたします。なお、今分かる効果といたしましては、イノシシが行動している場所を制限することができるようになりました。また、わなを柵と一体的に仕掛けることができ、柵の外側での捕獲にもつなげることができるようになっております。今後も柵設置の導入に伴う効果を検証してまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 9番今野公勇議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

9番今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 有害鳥獣対策について、午前中に引き続き質問いたします。

これは28年から始まっている事業で、ワイヤーメッシュ、電気柵を張り巡らして、それぞれそれなりの、それなりと言ったらあれですけども、捕獲頭数も結構増えているというふうに思いますよね。現在、去年が大々的に地区と山というか、分けるということで大々的にワイヤーメッシュを巡らせて相当な効果があったなというふうに実感はしています。

今年に入ってどれぐらいの捕獲頭数があったのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

今年度のイノシシの捕獲頭数でございますが、11月29日現在で50頭となっております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 去年は大体32頭だったと思うんですね。50頭、それなりの成果が現れてきているなというふうに思います。

それと、実は私も参加したのですが、11月30日にこの有害鳥獣対策に係る打合せ会という今年2回目の打合せ会、王城寺原演習場周辺におけるということであったんですが、

実は2回目になって東北防衛局から5名の方、それから、大和駐屯地から4名の方出席されて、それでいろいろな説明をしていただきました。演習場内の環境整備、外柵等の補修なんかですね。それから、演習場敷地の土地にワイヤーメッシュなんかを設置した場合に、お金がかかりますよというようなことがありました。そういった説明もしていただいて、随分、防衛局のほうは何ていうかな、協力的にやってもらえるようになったんだなというふうに感じました。前は幾ら言ってもなかなか、穴が空いててもなかなか補修してくれないし、草刈りもしてくれないし、灌木も切ってくれないというのがあったんですが。今でも100%ではありませんが、そういったことをやってくれるというふうになってくれました。

こういったことができるようになったのも非常にいいことなんですが、ただ、それでも防衛ラインというか、柵をしても100%防ぐということではできません。実際に、前にアドバイザーからは、これぐらいの斜面だったらイノシシ上りませんから大丈夫ですよというふうに言われたところなんですが、そこは何と悠々と上り下りやっていますので、そこがイノシシのあれだなというふうに思っています。

防衛局のほうは、非常に何ていうのかな、協力的になってくれたんですが、いかんせん、河川のほうはなかなかそうはいきませんで、今年も、実は6月末になって非常に河川からきちんと上り下りする獣道ができて田んぼが荒らされるということで、河川敷のちょっとしたところを塞いだんですよね。そうしたら、運悪くと言ったらあれですけども、そのちょっとした河川の復旧工事があるところがあって、そういうところが見られたということで、すぐ撤去してくれという指示が来ました。外しましたけれども。ただ、外せば、当然、イノシシが入ってくるんですよね。ですから、確かに河川法とかなんかの法律は分かりますけれども、そんなにしゃちほこばってやる必要はないと思うんですよね。何か堤体に鉄筋を差すと堤体が崩れるから駄目だとか、この辺は皆、県土木のほうで草刈りしてて管理してたのだから、こういうふうにしては駄目だとかというふうに言われると、非常に苦慮して、しょうがないからもう1回、電気柵をしようかと。電気柵も真っすぐ張れないからいろいろ工夫しながらやっていますけれども。

やっちはいるんですが、やはり堤防の堤体、邪魔にならないところとかであれば、そこに設置してもいいというふうに私は思うんですが、県土木は駄目だというふうに言っています。この辺、町長、何か掛け合ってもらえないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 防衛については、いつだったっけかな、担当課と2人でお邪魔させていただいて、とにかく演習場周辺の出入りが大変目立つということで強く申入れをしてきました。最初、フェンス間際に張ってもいいのかなと思ったんですけども、それはやっぱり駄目らしいんですね。ちょっと離して、離しても防衛のほうからのある一定のところまでは、これは町のほうでの負担ありますよということでもありますので、それはいいと。負担はしてもいいということで、ワイヤーメッシュを張らせてもらうとい



うことでお願いをしてきました。

それから、今堤防関係ですね。これはやっぱり同じ土木の中でも河川課は河川課、いわゆる河川の法に基づいたものですので、どうしてもかたくなにそういうふうには話としては出されませんが、それを今言ったように影響のない、堤体の中でのあまりそのところに張ったからといって堤体が崩れるとかなんとかという状況にないようなところもあるわけですので、そのことについては、土木の部長ともう1回掛け合ってみたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 町長、そこはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

これまで町長分かりますとおり、この地図のとおり、相当な柵をしています。そして、実はそんな中で隣の地区なんですけど、どうしても何ていうのかな、牧草地であってその地権者というか、牧草を刈る人たちがちょっと邪魔になるということで、多分、協議会で思うとおりの柵を設置できなかったんですね。しょうがないからうちの周りを、個人宅の周りを囲うようなメッシュ柵をしていました。しょうがないのかなというふうに思いますけれども。ただ、この鳥獣対策の、こういった全面的にこうやって何つうのかな、獣と人間の世界を境界する、分けるよというような趣旨からすると、今このやり方はちょっとまずいかなというふうなところがあつたんですね。話合い、課長一生懸命話合いをして何とかしようと思ったんだそうなんですが、なかなかできなかったということなんです。でも、隣の地区としては、せつかくそこまで入らないようにところまでやったので、そこから続けてほしかったんですよね。道路を横断するわけにはいきませんが、そういった思いがあります。だから、全体的なことを考えれば、ああつてすぐ個人宅をメッシュ柵で覆うというようなことよりも、するのであればもうちょっと待って、もう少し話合いをしてやるべきでなかったのかなというふうに今さらながら思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

広域柵については、やはり議員おっしゃるとおり、森林との境とか河川沿いに張るのがやはり一番効果が現れるものだなと考えているところなんですけど、その地区につきましては、牧草地があつて管理上、どうしても柵を設置してもらうのは困るということで、当然、地区の代表者の方も何度となく足を運んで理解が得られるような行動を取っていただきましたし、町としても地区の説明会を何度となく重ねながら地権者のほうにもお願ひ申し上げたんですが、設置することができなかったということなんですけれども、広域柵についてはそこだけじゃなくて、今後も設置を進めたくないと思つてますので、そういったところについては、何度となく足を運びながら理解を得た中で広域柵を設置していきたいと考えております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） なかなか難しいところがあると思いますが、頑張つてやつてほし

いなというふうに思います。

ところで、この対策が始まる頃は、猟友会と言われる方が8人ぐらいだったというふうに思うんですが、現在、この鳥獣被害対策実施隊員の隊員はどれぐらいいて、年代はどれぐらいの方々がいらっしゃるのか、分かれば教えてほしいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

鳥獣被害対策実施隊員の数でございますが、議員おっしゃるとおり、28年度に実施隊を設立いたしました。設立当初につきましては8名ということで推移しまして、令和元年度には10名に増えまして、令和2年度が16名、そして、令和3年度が18名、それから、来年度に向けては1名増となる予定でございます。

それから、年齢につきましては、現在、18名の実施隊がおるんですが、平均すると60代ぐらいということで、若い方で30代の方、一番年齢の高い方であれば昭和6年、90の方、その方については今でも、大分知識が豊富な方でその実績も大分上がっているという方でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 大ベテランで、要するに、わなを仕掛けても捕獲率が高いというふうに思われます。ただ、場所によって、わなにかかるところとかからないところがあるというふうに。これからもそういった技術を向上、高めていただきたいなというふうに思ってます。今18名ということですので、ただ、もっともっと増えてほしいなというふうに思ってます。今後ともそういった支援というのは、変わらずやっていますよね。わなの資格を取得するとか、銃の取得するとかというのに対しての助成というのは、毎年やっているわけですよね。ですから、もっともっと充実させていただきたいなというふうに思います。

その90歳の方なんですが、「いや、あそこでや、今年いっぺえ捕ってきたのや」というふうな話を私のうちに来てもやっておりますので、今後とも頑張ってもらいたいなというふうに思ってます。ああいった肉を食ってるから元気なのかなというふうに思ってます。

続きまして、色麻学園についてということで移らせていただきます。

10月だったんですけども、新聞に宮城県が不登校最多を脱するというような見出しで関連する内容が掲載されておりました。2020年度の児童生徒問題行動・不登校調査の結果でしたけれども、本町の色麻学園においてはどんな内容だったのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野議員の3つ目の質問、色麻学園の様子ということで承りましたので、回答を申し上げたいと思います。

文部科学省が10月13日に公表しました2020年度児童生徒問題行動・不登校の児童生徒が減って1,000人当たりの不登校児童生徒数は5年ぶりに全国ワーストを脱したと14日

の新聞に掲載されたところでございます。宮城県においては、1,000人当たりの不登校児童生徒数が22.6人になりましたが、全国平均の20.5人を超え、全国ワースト8位でございます。2020年度の本町におきましては、1,000人当たりの不登校児童生徒数は18.8人となり、全国あるいは県平均を下回っている状況にあります。今年度の10月現在の状況につきましては、1,000人当たり21.8人となっております。

今後もスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び子どもの心のケアハウスで連携を行い、不登校児童生徒の早期発見、未然防止、学校復帰や社会的自立に向けた取組を行っていききたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 答弁いただいたんですが、全国的にならすために1,000人当たりの何ぼというふうに言うと思うんですが、色麻学園505人だったかな、今年。ですから、全体で9人ぐらいかなと。10月現在では11人ぐらいかな、10人ぐらいかなというふうにこちらで勝手に推測するわけですけども。

この不登校というのは、今に始まったわけではなくて、昔からあります。私もPTAやっているあたりからもう相当数、一度も学校に行かなかったという子供もいたように記憶しています。

そんな中で、今このスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、それから、心のケアハウスとかいろいろありますが、それぞれ相談されている方がいらっしゃるといふふうに思うんですが、相談数はどれぐらいあるのか、分かれば教えてほしいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの相談件数ですけども、全部で124件の相談がございます。

続きまして、スクールカウンセラーの、ちょっとスクールカウンセラーの資料については手元にございませんで、後からお調べしましてお答えしたいと思います。今手元にあるのはスクールソーシャルワーカーの相談件数のみとなっておりますので、御了承願います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 124件、多いのか少ないのかよく分かりませんが、ただ、不登校だけではなくて、中にはいじめの問題なんかもあるというふうに思うんですが。最近、テレビなんかでもいろいろ話題になって、自殺した子とか、それがまた、いじめでなかった、いじめに認定してないというような事案がテレビなんかで報道されてます。

本町においても、多分、ゼロではないというふうに思うんですが、その辺はどれぐらい把握されているものなのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

令和3年10月現在のいじめの認知件数ですが、小学校が3件、中学校が1件でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） いじめというのは、いじめたほうはあんまり分かんなくて、いじめられたほうがいじめられたと。どこでそこをいじめたというふうに認定するかというのは、なかなか難しいところもあるというふうに思います。そんな中で、やっぱり先生方が子供たちと接しながら、そこで感じると。感じ取るということが大切だというふうに思います。そんな中で先生方も一生懸命やられているんだろうというふうに思うんですが。

実は私スポーツ関係なもんですから、中学校の部活動に関して、いろいろ動きがあります。そんな中で、部活動改革に対するスケジュールというのが文科省のほうから出されているというふうに思うんです。令和5年あたりから部活動改革の全国展開するんだよというような話になってます。今は学校単位あるいはその地区で、都道府縣市町村でいろんな部活動の適正化を図ったり、いろいろな調査をなささいというような時期になっているというふうに思うんですが、そういったことを色麻町では、あるいは加美郡中体連のほうでは、そういったことを検討なさっているのかどうか、分かればお知らせください。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 部活動の適正につきましては、本当に中学校はここ最近、どこも頭を抱えている。特に郡部の生徒数が減っているところは、より年度によるばらつきが大きくなりますので、非常にこれから先、大変な問題だなと考えております。特に色麻においては、現在、男女区別しないで9種目あるんですが、9種目というと、中学生が大体180人という15名ぐらいは入るんですが、それはあくまで3年生までの人数の平均でございます。今年は、例えば新人大会においては、団体を組めない種目が幾つか出てきたりとかございました。そういう場合は、個人種目がある場合は個人種目だけに出場し、団体については、ほかの郡内の学校と合同チームをやって参考にやっております。この部活動については、適正とする、いわゆる数、種目数というのもやはりきちんと検討していく時期だなと考えております。

中体連の動きとしましては、学校数がここ数年で大崎地区減りますので、例えば、加美町も2校になる、遠田も2校になりますので、地区全体で中体連を再編していかなくちゃいけないということで話合いは始まっているとは聞いております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） この部活動、運動部なんですけど、活動することによって先生と生徒の信頼関係が強くなったり、連帯感が生まれたり、それから、上下関係が良好になったりというような教育的な効果が非常に高いということで、ずっと今まで文科省のほう

で推奨されてきた。ただ、ここに来て、やっぱり先生方の負担が大きいということで、働き方改革なんかの関係で見直そうというふうな話になってきました。そんな中で、専門的にやってきた先生方がいればいいんですが、なかなかそうではないというのが今現実で、先生方も大変忙しいし、そして、専門でない先生方が顧問になると、なかなか子供たちも理想と描いているような指導を受けることができない。つまり、もう部活動における教育的な良好な関係というのが崩れてきているというのが現実だというふうに思います。

そんな中で、やっぱりきちっとした話合いをしていかなければならないんだけど、しからばどうするのかということで、社会体育のほうに移行しようかなというふうな動きに全国的になっているようです。ただ、市部の場合、人数が多いところではそういったことでも対応できるというふうに思う。指導者を確保する上でも施設においてもできるというふうに思いますが、郡部においてはなかなかそれが難しくなっています。

中学校は今野球部が3人しかいないんですよ。ああ、2人になった、2人しかいないということで、宮中と一緒にやっていてというような話を聞きました。そんな中で、体協のほうで野球教室をやっていただいたという、大変うれしいことなんですけれども。ただ、そういったのが現実にあるということです。私も中体連、剣道部会のほうでいろいろ新人大会もやりましたけれども、3校そろって14人しかいない。こういう状態があるということです。加美郡は加美郡剣道連盟で一生懸命サポートしようという体制をつくっていますが、それができないところというのも多分、いっぱい出てくるだろうと思います。

そういったことをぜひ、教育長、先頭に立って改革をしなければいけないんだけど、子供たちにとってよりよい方法とは一体何なのかというようなことをぜひ考えてみてほしいと思います。文科省が提唱するようなのは何かちょっと、私が文脈を読み取ると、ちょっと違うんでねえのかなというふうな。つまり、先生方がもともとやるべきものではなかったみたいな話になってるんですよ。そうではなかったんですよ。やっぱり先生と生徒の関係を良好にして、そして、子供たちを育成していく。運動部をやっているうちにだんだんだんだん集中力もついてきて、その先生の言うことを聞くから学力もついてきてというような形であったはずなのが、そうではないように取られてしまうと、昔々からやってきた人たちは何だろうというふうに思いますし、そして、何より子供たちがどうやったら人間形成がきちっとできて成長できるかと、そういったところも全て、学校嫌いになったりとか、不登校になったりとか、あるいは、相手を敬うとか、いたわるとかいう心がなくなっていじめにつながるとか、そいなことに全部つながっているような気がするんですよ。ですから、非常に難しい問題になると思いますけれども、教育長にはそういったことをぜひ検討していただきたいなと思います。私も全面的に協力させていただきたいというふうに思います。

以上を申し上げまして、終わりたいと思います。

○議長（中山 哲君） 9番今野公勇議員に確認いたします。

先ほどの相談件数ですが、時間内に必要ですか。一般質問終了後、個別の回答でもよろしいですか。

○9番（今野公勇君） はい。個別に開きます。

○議長（中山 哲君） 以上で、9番今野公勇議員の一般質問が終わりました。

次に、11番山田康雄議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。山田康雄議員。

〔11番 山田康雄君 登壇〕

○11番（山田康雄君） 久々の一般質問で大変緊張していますが、1問でございまして、執行部から簡潔明瞭に答弁いただきたいなというふうに思います。

まずもって、町長にお伺いします。

再生可能エネルギー発電というものについての町長の考え方、そしてまた、聞くところによりますと、過般、ウィンドファーム八森山、要するにグリーンパワーインベストメントというのかな、そこでやっている何か青森県に行ってきたようにお聞きしたものですから、再生可能エネルギーというものについての町長の所見をまずもってお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 山田議員の質問に答えたいと思います。

まず、簡単に質問いただきましたけれども、簡単になかなか答弁できませんが、再生可能エネルギーについての考え方ということのようですけれども、今、脱炭素社会の世界的な潮流というのがございます。そういう中で、脱炭素を前面に掲げる新しいエネルギー基本計画が閣議決定をされて、2050年カーボンニュートラル、2030年度の46%削減、さらに50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。

そういうことですので、私個人としても、いつか話をしたかと思っておりますけれども、やっぱりこれまでの原発に頼るというエネルギー政策から、どちらかといえばこの再生可能エネルギー、こちらのほうにウエートを置くべきだろうという考えでございます。そして、具体的にはどうこうということは別として、考え方としてはそういう考えに立ちたいというふうに思っております。

今質問の中にございましたけれども、町のほうでも今、風力発電ということで計画がございまして、実際に風力発電を配置している町、状況を把握したいということで、県内では石巻、それから青森のつがる市、2つの風力発電について、それぞれ業者とこの市長、行政の職員、それから、近辺に住んでいる住民、そういう方の意見を聞かせていただけてきました。

石巻には河北町にあるんですけれども、これは山の上に設置されておりました。ちょっと離れますと、ほとんど音も何も聞こえてきませんでした。そばまで行ってまいりましたけれども、その風車が、いわゆる回っておるところは音します。幾らか離れますと、音はしませんでした。そういうところでもございました。

それから、青森のつがる市、これは平野状態、いわゆる農地に設置されたところです。今話にありましたけれども、グリーンパワーインベストメントでやったところと、それから、別な会社でやったところと2社入っておりました。圧倒的にグリーンパワーインベストメントの会社で造られた風力発電の数が多いんですけれども。それで、その中で市長の話もちょっと聞いたんですけれども、市長は、町として風を利用したまちづくりをしたいということで、積極的にこの事業を取り入れたようです。ただ、一番苦勞されたということは、農地だったものなので、農振地域から外さなくちゃならないということでの苦勞があったそうです。そういうことをクリアして、現在、全部で2つの風力発電社が立地したんですけれども、合わせて、たしか40何基、50基近くあったと思います。それから今言ったように、普通の平野の状態の中にありました。

それから、近辺の住民の方の話によりますと、石巻のほうでも、つがる市のほうでも何一つ苦情はないそうです。全てこの業者については、特に今町のほうでも来ておりますけれども、グリーンパワーインベストメントについては、むしろかなりお褒めの言葉といたしますか、感心しておりました。町に対する貢献度もかなりあるようでしたし、いづれにしましても、苦情らしき話は1つも聞きませんでした。詳しいことはまたあと、2問目の質問から御対応したいと思います。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 大変詳しく説明いただきまして、大変ありがとうございます。

今町長のお話を聞きますと、私がさも先進地に行って研修してほしいと頼んだわけじゃないんですけれども、さすがやっぱり首長は、私前にもこの風力発電で質問して、また、私以外にももう一方、この風力発電に関連する一般質問をしておりますので、避けて通れない課題だなと思って質問しました。そして、再生可能エネルギー発電についてということ質問した要因は、たまたま私のところに加美町の方から電話をいただきました。要するに、色麻町平沢地区に風力発電が出るんだという話を聞きました。そうした場合、ここに教育長おりますけれども、ここからかけ離れた話だと私は思うんですが、認定こども園を色麻幼稚園の跡地に今色麻町で計画をしていますと。そういったときに、色麻町にそういう風力発電が出る地域に事業者として申込みをするのにちょっと敬遠をしてしまうというような、敬遠をされてしまうと、そういう話をされたものですから、これは一般質問でどういうものなのかということ町民に広く、執行部から、町長サイドから、あるいは担当課長から説明してもらいたいなというふうなことで一般質問をしているわけでございます。

ですから、私は再生可能エネルギー発電についてと、その中身としては、今全国では、資料を取らせていただきました。局長にお願いしたんですけれども。全国でこの再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の設置ということで、全国的にこの条例が設置されているものですから、今回の場合は色麻町と加美町、要するに、地名は天ヶ岡という、私ら普通に使っておりますけれども、天ヶ岡のあの尾根に事業を計画しているということでございますから、これは色麻町単独だけじゃなくて、加美町も一

緒にこういう、要するに町民の理解を深める意味で1つの条例、規制をつくっておくべきじゃないかなというふうなことで提案させていただいた要因でございます。ですから、今いろんな勉強会、私はこの間宮崎地区でやったと。その会場に行った方から私に電話いただいたんですが、何か不安をあおるような、そういう雰囲気勉強会という形でやっているらしいんですが、私は直接聞いたわけではございませんが、そういう勉強会、要するに、風力発電は百害あって一利なしに近いような、そういう話をされて歩くゆえんがありますから、やっぱりこういう公式の場で町当局の考え方、あるいは担当課長の考え方を詳しく説明してもらえればいいのかというふうなことで質問しているわけでございます。

ですから、先ほど来お話ししました、全国にもう平成26年から、最近では宮城県内では富谷市が令和元年、丸森町では令和2年、大崎市でも令和3年9月、川崎町、令和3年、それから、最近では栗原市もこういう条例を設置しておりますので、これも担当課長として加美町と一緒に、実は昨日、加美町の担当の係長さん、名前は言いませんけれども、お話しを申し上げました。そしたら、加美町でも風力発電の一般質問が出ておりますので、できるならば前向きに考えざるを得ないのかなというふうな答弁だったものですから、我が町ではどのようにこの再生可能エネルギー発電についての条例の設置について、どのように考えているかを再度質問させていただきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

まず、現状からお話しさせていただきたいのですけれども、現在、太陽光パネルを大分目にする機会が増えてまいりましたけれども、こちらの太陽光パネルにつきましては、宮城県の太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインが策定されておまして、事業者においては、そのガイドラインを遵守しながら事業を進めていくということになります。

また、風力発電計画におきましては、国のアセスメント、また、県の条例、これらの法律、条例に従って進めているというような状況となります。アセスメント法におきましては、通常、四、五年ぐらいの期間がかかります。その期間の中で細部にわたって様々な分野から横断的に安心・安全を求めていくというような内容になっております。

それで、条例についてでございますけれども、こちらの条例、県内にも条例が制定されているという自治体はございます。こちらの条例の性格でございますけれども、まず、条例に求められることとして整理してみますと、自治体におきましては、事業者に対しての資料提出であるとか、立入調査、助言、指導の権限を持つことが必要であると考えております。

また、事業者におきましては、1つには、住民等との良好な関係の保持並びに地域振興に努めること、設備及び事業区域の適正な管理、廃棄物の適正な処理、事業を廃止するときには土地を原状に回復することを義務化するなどがございます。また、2つ目には、自治体への事前協議、対象住民への説明会などの開催を義務化するなどの対策が必



要だと考えております。

また、住民の方々には、自治体の施策及びルールに基づいた手続への理解と協力が条例としては必要になるかなということと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） どうもありがとうございました。

大変失礼ですが、回答書をいただいているものですから、回答書に伴って質問させていただきたいと思っております。

今課長の答弁ですと、この風力発電というものを進めるに当たって、「地域住民との良好な関係を保持並びに地域振興に努めること」というすばらしい文言で回答をいただいておりますが、ただ、先ほど私が申し上げましたとおり、何かしら町民の間にはそういう不安がむしろ何ていうのかね、こういう風評被害という言葉を使って大変恐縮ですが、そういう不安をあおるような、そういう話がどんどん進められていくと、今町長は青森県あるいは石巻に行ってそういう声がなかったと。むしろその町ではまちづくりの一環として進められているようだというふうなお話を伺っておりますから、何かしらその辺まだまだ時間があるからということかもしれませんけれども、このグリーンパワーインベストメントの資料に基づくと、2025年、27年には風力が施工されるような計画です。計画どおり行くかどうか分かりませんが、やっぱり今産経省というんですか、そこをクリアして最後は環境影響だったかな、そのシステムを全部クリアして事業者は進められると思うんですが、その前に地域住民との先ほどのすばらしい答弁で「良好な関係を保持並びに地域振興に努める」ということなもんですから、その辺自治体としてどのように今後進めていくのかなということをもまず再度お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず、太陽光エネルギーの場合は、どこでも大体同じようなふうに太陽は照るわけですが、風力の場合は、どこでもいいわけではないんですね。まずもって、風がどの程度、年間を通じて吹いているかどうかということで調査をされて多分、これはグリーンパワーインベストメントのほうから聞いたわけではないんですけどもね、調査をされて今の八森山のあそこはいいということで計画に載せたんだと思うんですよね。

ですから、そういうことで、それを本町としてはどう判断するかなんですけれども、まずもって、やっぱり住民の皆さんの理解は得なくちゃなりません。それから、その理解を得るために正しい状況、実際にどういう状況であるかということの把握を正しく受け入れて判断をしなくちゃならないというふうに思うんです。多分こうではないか、多分ああではないかということでの判断では、どうしても先入観でもって判断することになれば、これはちょっと本来の姿ではないと思っておりますので、そういうことも大事だろうと思っております。私としてはあくまでも前から言ったとおり、ニュートラルな気持ちの中でそれを受け止めて判断をしたいというふうに思いますし、町民の皆さんにもそう

あってほしいというふうに思います。また、町としては将来、やはり自主財源というものをやっぱり考えていかないと、持続可能ということになったときにやっぱり不安だと思います。そういうことも含めながら、できればプラスの方向になればという思いもございませう。いずれにしましても、町民の皆さんの御理解ということを大事にしながら進めなくちゃならないものだというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 町長の答弁、全くそのとおりだと思いますが、やっぱりいかにせん、住民というのは、やっぱり新しい、町の事業ではないんですけれども、今までそういうことを考えられなかったことが1つ出ますと、やれ自然破壊だとか、それから、災害が発生するんじゃないかとか、いろんな不安要素は、この資料を見ますとそれのないような、全て作成されておりますけれども、それでも先ほど言いました色麻幼稚園跡に認定こども園が出るんだと。町でそれを今公募しているんだと。そうしたところに、風力発電があるところに進出すると大変なことになるんじゃないかなというふうな予測をされますので、やっぱりその辺は、どなたが質問するか分かりませんが、科学的根拠という言葉使って大変恐縮なんですけど、その辺のやっぱり誤った情報というんですか、正確な情報が伝わりかねないことがあるもんですから、言葉では町長は地域住民との良好な関係、先ほど課長が答弁したとおりだと思いますけれども、この辺の事業者と担当課としての綿密な、やっぱり横の連絡は当然取っているものだと思いますけれども、その辺再度、町民生活課長のほうから事業者との打合せなり、あるいは加美町との打合せなりをその辺やっているんだらうと思いますけれども、その辺担当課の課長からお聞きしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

当然、八森山に関しては加美町と色麻の行政境でございますので、加美町の担当課のほうとは定期的に情報交換ですとか、進捗状況等について確認しているところでございます。

また、事業者においても、やはり定期的に今の進捗状況、そういったことについて打合せをしたり、情報交換をしているというような状況でございます。

そしてまた、先ほどの風力発電を活用した事業というか、そういったことで、つがるのほうでは、小さな子供たちの再生可能エネルギー、クリーンエネルギーですね、国のエネルギー政策の中で再生可能エネルギーは進められておりますが、その中で環境教育という面においても、小さな子供たちに対してもそういった開かれた中で教育にも一役買っているというようなお話もいただいていたところでございました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） ありがとうございます。加美町と担当の部署と横の連絡は取って進めているというふうに理解をさせていただきました。

ところで、この計画では16基から20基でしたか、また、先ほど町長が青森県に行ったところは12万1,600キロワット、八森山の概要は6万キロワット、規模がつがるよりは小さいのかなど。でも、15基から20基程度の風力が建つんだというふうなことでございますが、これが果たして色麻町に建つのか、加美町の敷地内に建つのかということも、これから事業者が決定していくんだらうと思いますけれども、そういった場合、町長は今答弁の中で自主財源としてのという言葉に触れましたので、ちょっとその辺は自主財源としてどれぐらいの目安として見ているのかなということをお聞きしておきたいと思いますが。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それは計算したことはございませんけれども、いずれ色麻にできればその固定資産関係とか、いろいろそれは必ず、どの程度か分かりませんが、入ってくるということになります。

それから、さっきも冒頭に申し上げたとおり、つがる市の場合はこの普通の田んぼの状態、平地の中にどんどん建っているわけですよ。グリーンパワーで建てたのが38基ですね。それから、別な会社のほうで建てたのがたしか11基で、49基、平均建っているわけですよ。そういう状態ですけれども近辺の、ですから、農家の人たち近くでやっているんですけれども、近辺の方々からの苦情は1つもなかったと、ないということをお聞きされました。ですから、そんなに心配する必要はないのかなというふうに印象としては持ってきました。

それから、今隣の加美町では既に風力発電を、基礎部分はまだ着工してありますので、あと二、三年後にもうこれが稼働しますので、私はまだ見に行ってきたわけではないんですけれども、隣町ですので議会の皆さんも、あるいは私もですけれども、見学はしておいてもいいかもしれません。状況を判断できると思います。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） いろいろ答弁の中で理解しました。

ただ、私は一般質問で条例の制定、今先ほど宮城県下では5か所もう条例を制定しておりますので、この条例については、今の段階では町当局として加美町と一緒に事業が進められる箇所なものですから、やっぱり条例を制定して、足かせ、手かせじゃないんですけれども、やっぱり事業者にはここまでは実際としては認めますけれども、これ以上は駄目だよという1つの町民に対しての不安感を1つでも2つでも排除する意味でも、条例は制定すべきじゃないかなというふうに私個人は思うんですけれども、町長はどのようにこの辺考えているのか。加美町では前向きに検討しておりますという担当課の課長補佐でありましたけれども、決定ではございません。やるのであれば色麻町と同時並行でやりたいですというお話を伺っておりますから、町長としてはどういうふうに捉えているかなということをお聞きしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 制定する方向で前向きに考えていきたいと思っています。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 分かりました。

やはり町長は再生可能エネルギーに対しては、これは当然、これからの日本を考えた場合、当然必要だということで、私も同感でございます。ただし、今言った町民に対する不安を抱かせない、不安をあおるようなお話がつきまとうもんですから、やっぱりこれは一刻も早く、もう県下で5か所もつくっておりますから、令和3年になってから3か所もつくっておりますから、やっぱり加美町では、あるいは大崎市では当然つくりますから、色麻・加美・大崎というふうには、聞くところによると200基ぐらい建つというお話でございますから、やっぱり加美郡、色麻・加美町の郡民がやっぱり1つでも不安を取り除く意味でも、やっぱり加美町と同時並行して条例を制定することを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（中山 哲君） 以上で、11番山田康雄議員の一般質問が終わりました。

次に、12番福田 弘議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。福田 弘議員。

〔12番 福田 弘君 登壇〕

○12番（福田 弘君） 議長のほうから一般質問のお許しを得ましたので、令和3年定例会12月会議の一般質問を始めさせていただきます。

今回は1点のみ通告をさせていただいております。昨今の燃料価格の高騰に対して町としてどのような対応、対策を考えているかという趣旨で質問をさせていただきたいと思っております。

師走を迎え、今年もあと残すところ20日余りとなってまいりました。寒さも日ごとに増しております。この時期になりますと、身にしみるのは寒さだけではなくて、やはり家計費に占める燃料費の割合、それかなというふうに感じております。今年は特に原油価格が7年ぶりに高騰いたしまして、大変町民の生活あるいは経済活動に支障を来しているというふうに思われます。

資源エネルギー庁で毎年のように燃料価格を調査し、発表しておりますけれども、11月22日現在のレギュラーガソリンの店頭の小売価格平均が168.7円、灯油1リットルが108.3円というふうに調査結果が出されております。参考までに、昨年11月の全国平均価格がレギュラーガソリンで133.9円、灯油で78.8円ということでしたので、ガソリンで26%、灯油ではさらにその数値を上回る37.4%の引き上げというふうになっているのでございます。そういうような状況下でございますので、今回通告をし、一般質問をさせていただきます。

それで、その中で3点ほど羅列して通告しております。高齢者家庭や生活困窮者などへの支援について、受験生家庭の支援について、これについては町長の行政報告の中にもありました。また、補正予算にもものっておりますので、その内容については十二分に承知をいたしております。そういうことで、前回、平成19年、20年と違って、平成19年、

20年は高齢者のみの世帯とか、独り親世帯とかであって、なおかつ非課税世帯ということで、大変対象者も狭まっておったんですけども、今回は全ての非課税世帯というふうに言われておりますので、対象者を大変拡大されたということでもあります。この町長の行政報告なりをお聞きして、町民の方々も安堵しているのかなというふうに思います。

それで、行政報告の中にもありましたけれども、その辺の詳細について、もっと分かりやすく町民の方々にも知っていただく必要があると思いますので、その辺についてくどいようになりますけれども、再度御説明をお願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 福田議員の燃料価格の高騰対策ということで、高齢者家庭や生活困窮者の支援あるいは受験生家庭の支援ということについての質問がございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

今質問の中にもあったとおり、本日の行政報告で内容については述べさせていただきました。まず、高齢者家庭や生活困窮者等の支援ということですが、これは、確かに今、去年と比べると三十数%も上がっている、灯油はですね、そういう状況ですので、経済的に相当深刻な状況だと、負担を強いられているということになります。本町としては、生活支援のために福祉灯油等助成事業を計画しております。対象は町民税非課税世帯とし、施設入所者は除きます。対象者には灯油購入等の一部助成として1世帯当たり1万円を補助いたしたく、本会議に關係予算を計上させていただきました。補正予算の議決をいただきましたら、対象世帯に対し通知を差し上げ、申請受付を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、受験生の家庭の支援であります。これもさっきと同じようなことで、原油価格が高騰しているということでの負担が大分大きいわけでございますので、高等学校等の受験勉強の際に使用する灯油などの燃料費に対する補助金として、がんばる受験生応援事業補助金を計画しております。対象者には灯油購入費等の一部助成として一律、生徒1人に対し1万円を補助いたしたく、本会議に關係予算を計上させていただきました。内訳としては67名でございますので、総額67万円ということになりますので、この關係予算のときにはよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 町長のほうから今、回答を得ましたので、大まかには分かりました。前回の6,000円から1万円にその額も引き上げたということのようでございます。

それで、今の答弁をお聞きしまして、本来であれば一般会計の補正予算の審議などの際に質疑を交わせればよいんでしょうけれども、質問回数が限られておりますので、この一般質問の中でちょっとお聞きをしていきたいと思います。

まず、灯油購入費の助成ということですが、前回、平成18年、19年度に実施した際、受験生の方々に対してはクーポン券を発行して、町内でのガソリンスタンドからの購入を促して、地域の経済の活性化にも結びつけたいというような形だったと

記憶しております。それが今回、多分、現金での支給かなというふうに考えますけれども、その辺については今回どのように検討なされて整理されたものか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

今回の福祉灯油等助成事業でございますが、前回、19年度と20年度に福祉灯油券の助成ということで灯油券を発行させていただきました。19年度、20年度に実施した際に、各御家庭で灯油だけじゃなくて、実際、電気等のほうの影響もあったというようなお話も伺ってございました。そういった意味で灯油だけではなく、電気料等も踏まえた形で福祉灯油等ということで、中学生のがんばる受験生と同様の形で灯油等というような形で今回は助成のほうを決定しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今課長のほうから、前回ですと電気代等々を含めて助成していただければなというような町民の声があったというふうに答弁がなされましたけれども、実際、今電気代については、燃料価格が上がっていますので、今後の電気料どのように推移するか分かりませんが、電気料については、さほど昨年と比較して大きな変動はないのかなというふうに考えます。まして、町内よくオール電化の家庭が増えてきた、あるいはセントラルヒーティングとかエコキュートとか、いろいろ普及してきていますけれども、やはりこういう寒い地域でございます。やはりいろいろ電化製品普及してきてても、やはり冬場というのはどうしても各家庭で灯油を燃やして暖を取るとというのが、私だけの考えかもしれませんが、多くの方々の家庭かなというふうに考えます。ですから、電気代とかということさ結びつけられるとちょっと違和感を感じるということもございまして、その辺は制度設計する際、いろいろ町民の方々の御意向も大事だと思いますし、また、逆から言えば、地域の経済の活性化というのも1つの重要な施策かなというふうに思いますので、そこら辺については、やはり十二分に制度設計をしていただければなというふうに思います。ただ、いろいろクーポン券ということになると、国のほうでもクーポン券に関わる10万円のやつでいろいろ、900億とか余計に経費かかるとか、いろいろ騒がれてますので、今回は現金にしたというふうに私は捉えま

すけれども、それでいろいろ制度設計する際、お願いをしておきたいと思います。それから、もう1点ですけれども、がんばる受験生、色麻中学校ということだと思えますけれども、加美町から中学校に通学なさっているお子さんも何名かいらっしゃるのかなというふうに思いますけれども、加美町から通学なさっているお子さんに対してはどのように今検討されているものかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

先ほど町長のほうからも対象者は67名ということで御説明がありました。この内訳を

御説明いたしますと、今現在、色麻中学校に通っている生徒が65名おります。この中には、加美町の中嶋地区から通っている方が2名ほどいます。あと、色麻からほかの他町村の中学校に通っている方がお二人います。なので、今現在、色麻中学校の3年生65名と他町村の中学校に通っているお二人を含めた形で67名、なので、他町村から色麻中学校に通っている方も対象ということで考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 加美町から通学なさっているお子さんの御家庭にも支援すると。広く支援するというのを加美町のほうにもPRしていただければいいのかなというふうに思います。この場、色麻町だけじゃなくて、今日マスコミも来ている、帰りましたけれども、その辺も含めてPRなされれば、加美町の町長も新たな施策を展開するのかなというふうに考えますし、それに倣って色麻もさらによりよい制度を構築するというのもあるかと思しますので、そのようにお願いをしたいと思います。

それから、今回の支援対象者、大分拡大なされましたけれども、そうした中で町税を滞納なさっている場合に、町で提供している各種サービスを制限する条例がございます。色麻町町税の滞納に対する特別措置に関する条例という条例があって、その中に二十数件のサービスを羅列しておりますけれども、今回の燃料価格高騰に関わる支援策、2つの支援策については、このサービス制限条例の対象となされるのか、それとも、このサービス制限対象事業から外すという考えなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

行政サービス等の制限の範囲ということだと思うんですが、今回、原油価格の高騰に伴って灯油代等が家庭経済、特に今回対象とする世帯への影響というのは大きいと思われるので、今回の事業については対象としない方向で進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） このサービス制限条例、平成17年に制定されたわけですが、やはりこの条例を制定する際もいろいろ議論があったように記憶しております。やはり町税を納めることは町民の方々の義務であるし、その義務を果たして初めて町からのサービスを提供できると。町民の方々は納税する義務、また逆に、町は税に対する対価としてサービスを提供するという趣旨でこの条例を制定し、滞納を幾らかでも少なくしようとする趣旨で制定した条例だというふうに記憶しております。今回、町民の方々に直接的に関わる、ましてや単年度事業になるか、2年度事業になるか分かりませんが、そういう事業だということで、このサービス制限条例は適用させないという判断でよろしいということではよろしいんですね、町長。では、そのように理解をさせていただきます。

次に、この助成金の今後の交付スケジュールを先ほど答弁の中で、例えば、高齢者家

庭あるいは生活困窮者家庭については、対象世帯に対して通知を差し上げるということであったようですし、学校については一律ですので、いずれかの時点で現金なりなんなりを振り込むのかなというふうに考えます。それで、非課税世帯については、いつ頃交付を予定しているのかどうか。あと、受験生に対しては、これもいつ頃、多分、口座のほうに振込みということになるかと思えますけれども、口座番号をあらかじめ聞かないとか、いろいろ手続あると思えますけれども、最短でいつ頃を目途に今進められているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

今後のスケジュールというようなことだと思うんですが、まず、準備が整いましたら対象世帯のほうに町のほうから通知を差し上げたいなと思っております。その後、申請受付というふうになるかと思うんですが、ある程度ちょっと期間を置いたほうがよしいのかなと思えますので、大体1月いっぱい申請受付の期間としたいなと思っております。その後、交付決定というか、口座のほうに振込みというような格好で進めたいなと思っております。大まかに2月に入ってから交付のほうに、口座の振込みのほうになるのかなという、今の段階ではちょっとそのような形で考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、がんばる受験生応援事業のスケジュールについてお答えいたします。

がんばる受験生応援事業につきましては、まずもって申請をしていただいて、そこに指定される口座番号を書いていただいて、やっとな振込みという事務作業になります。今私の頭の中にあるのは、12月中に申請してくださいと。してくださいというか、希望があればしてくださいということで案内の通知を出します。年明け早々に提出期限を迎え、1月下旬あたりに振り込めればなと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今担当課長のほうから御回答がありましたように、1月下旬あるいは高齢者のほうについては若干それより遅れるかもしれませんが、なるべくスムーズな支給をお願いしたいと思います。

それで、1つ懸念がございます。といいますのは、対象世帯のほうに通知を差し上げるという御回答がございましたけれども、これについては、対象世帯に通知を差し上げるということは、その御家庭が非課税世帯だということをあらかじめ担当課のほうで把握するということになるのかなというふうに考えます。そうした場合、個人情報保護条例というのがございます。町で抱えている個人情報、税条例でも何でもですけれども、税条例であれば、目的というのはあくまでも住民税、固定資産税の課税のためのデータです。それを町で実施する別な事業のほうに非課税世帯あるいは固定資産税課税世帯と



ということで提供するというのは、個人情報保護条例の関係上、どのように整理して決定されたのか。本来であれば、町でこういう事業を実施しますと。非課税である方は本人の手挙げ方式で申請書を提出願います。分からない人は税務課なりなんりのほうに照会して、非課税ですよと言われれば町のほうに申請するというのが、本来の流れかなというふうに考えます。目的外で使用する場合、個人情報保護審査会というところに付して、こういう事業に活用したいからこれを使っていいですかという、審査会のほうでオーケーということになればそれはいいのかなというふうに思いますけれども、その辺についてはどのように整理されたものかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

今福田議員御指摘のとおり、個人情報保護条例に基づきまして今回の福祉灯油等助成事業についても審査会にこの業務登録をさせていただくような手続を経まして、その後に対象世帯のほうにお知らせをするというような流れで事務のほうを進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、個人情報保護審査会のほうにその活用を審査といたしますか、決定をいただいた後に出すということによろしいわけですね。分かりました。

そういう個人情報の活用については、今後もいろんなケースが出てくる可能性があると思いますけれども、そのような形で対応されるようお願いをしておきたいと思いません。

次にですね。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時14分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、③の事業者の支援について質問をさせていただきたいと思いません。

米価の下落によって令和3年産米の概算金が大幅に引き下げられて、農家の経営は大変厳しい状況にあるというのは、先ほどの9番議員の一般質問の中でも話されておりました。このような中で、今回の燃料価格の高騰は、加温のために重油などを使用している施設園芸農家においても、さらなる大きな負担を強いられているのかなというふうに思われます。

そこで、ハウス栽培しながら加温のために重油等を使用している農家、町内に何戸程度あるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

本町における暖房施設を使って営農している農家数でございますが、野菜を栽培する農家の方につきましては2軒、それから、花卉栽培農家につきましては1軒、合わせて3軒ということで、この調査につきましては、JA加美よつばさんなり花卉栽培農家さんから聞き取りした内容となっております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 私も一般質問で通告した関係上、町内を一巡してみました。そうした中で、重油などを燃料としているハウス栽培農家、先ほど担当課長のほうから答弁あったように、3戸しか、3戸しかと言ったら失礼に当たりますけれども、3戸確認をしてみいました。

やはりそのうちの1戸、2戸立ち寄って、最近の燃料価格の高騰の影響などについて、ちょっとお話を伺ってまいりました。その農家は、鉄骨ハウス1棟、大変大きな鉄骨ハウスですけれども、1棟でキュウリを栽培している農家でございます。それで、今現在、燃料はたいていないそうですけれども、例年ですと、1月から5月にかけてハウス内を加温するために、その期間だけで大体2,000リットルほどの重油を燃やすと。ただ、その重油のほかに、重油はハウス内を加温するため、あとそのほかに下の地面を加温するために、大した量ではないと言うんですけれども、灯油でストーブをたいて加温しているという状況だそうです。そうした中で重油の価格が昨年は1リットル大体80円前後で推移していたんですけれども、最近では110円を超える場合もあるということで、今後の経営に不安を大変抱いているということでお話をされておりました。

1軒だけで聞いた話ですから、ほかの2軒どのように考えているかどうか分かりませんが、やはり他の施設園芸農家、加温、ハウスでやっている農家、多分同じような状況にあるのかなというふうに考えます。そういう中で今回の、少ない農家ではございますけれども、燃料費の助成など、支援が必要でないのかなというふうに考えますけれども、町長のほうの御所見をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今のところはしっかりした状況も私として把握しておりませんので、考えてはおりません。むしろ、既にこれまでに稲作関係のほうでの、それこそ米の価格は安い、生産費は上がる、灯油関係ですね、乾燥のためのそっちのほうに相当大き

いんではなかったかなという心配はしておりました。そんなことも含めていろいろ、金のことについてだけになりますけれども、今のところ質問あったようなことについては、具体的には考えてはおりませんでした。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 稲作のほうへの支援といいますか、そういうののほうで手いっばいだというふうなふうに捉えかねないんですけれども。

やはりこれまでの農家への支援ということになりますと、稲作あるいは大豆、エゴマの転作作物、さらには、子牛価格の高騰に伴って畜産農家への奨励金の支給というような形で、そういう施策が主だったかなというふうに思います。町内でも数少ない施設園芸農家でございますので、こういう時期だからこそ何らかの支援といいますか、そういうのも考えるというのも、やはり町のリーダーとしては必要かなというふうに私は考えます。

農林水産省では、3日にA重油あるいは灯油の価格高騰分を補填する施設園芸セーフティネットという補填制度があるそうですけれども、その10月分の補填単価を先日公表しました。A重油ですと1リットルで17.6円、灯油ですと18.6円を補填するという内容だそうでございます。施設園芸セーフティネットへ加入していれば、そういう単価で補填されるわけですけれども、そのセーフティネットに加入するには、燃料の消費量を15%以上削減する目標を立てて、その目標達成に向けた取組なども盛り込まないという状況だそうです。そういう大変厳しい条件をクリアしてまで補填制度に加入することになると、なかなか小規模農家では難しいというように考えます。当然、町内の農家3戸あるそうですけれども、加入はなさっていないのかなというふうに考えます。

そういう中で、既にそういう施設園芸農家に対して重油などの燃料費を12月補正で計上して支援するという自治体もあったようでございます。長野県の伊那市というところなんですけれども、甲府市の近隣の長野県の市ですけれども、人口6万程度の市ですけれども、そういう施設園芸農家に対しての支援も12月補正で計上しているというふうなお話がインターネットで調べると出てきましたので、そういう状況もありますので、その辺再度検討する余地はないのかどうか。さっきは考えてないということだったので、もうまるっきりゼロ回答というふうな状況でしたので、検討する余地もないのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今のところ考えてなかったんですけれども、3軒しかないということでもありますので、年内中に前向きに検討をさせていただいて結論を出したいと思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 3軒の農家であるからこそ、今後のこういう施設園芸農家を米に代わる施策として推進するかどうか分かりませんが、やはりそういう思いもある

んであれば、そういう施設園芸農家のほうへの支援も町では考えているんだという姿勢を示していただければ、今後、参入する農家あるいは新しく都会からよく、何だっけがな。（「地域おこし協力隊」の声あり）今ありましたけれども、そういう新たな事業にも取り組む予定だそうなので、やはり町としてそういう新たな事業への支援も考えているんだということを示していただければなというふうに思います。

それで、燃料費の価格高騰、一般家庭の日常生活はもとより、様々な業種の方に大きな影響を及ぼしているというふうに思います。先日の河北新報などを見ますと、塩竈市では漁業者への燃料費の購入費の助成なども決定しているということで、一般の生活、高齢者世帯とか非課税世帯以外にも、事業者に対する支援も始めているというふうに聞いております。令和3年産米の概算金が引き下げられた中で、さらに農家も年明けてもこの燃料価格がガソリンで170円前後、灯油で100円前後というような価格ですと、来年産の稲作始まる3月、4月、今度トラクターに消費する軽油が大変だというような話も出てくるとも限りませんので、そういうことも想定した中で、あらかじめ町長の頭の片隅に置いていただければなというふうに思います。

それで、施設園芸農家への支援の際、長野県の伊那市というところの取組を例示させていただきましたけれども、伊那市では本町のように低所得者への方への支援、これは今後、そっちこっちの自治体でいろいろ報道されると思います。それ以外に先ほども言ったように、施設園芸農家への支援これも行っております。また、交通事業者への支援ということで、バス・タクシーの事業者に対しても支援を行っている。いっそ支援することばり福田議員言うんだねっていうことでお叱りを受けるかもしれませんが、やはりこういう時世ですので質問をさせていただきたいと思います。

それで、バス・タクシー事業者については、稼働台数に応じて1台10万円から100万円を支援すると。それから、運転代行の事業者にも、これは一律10万円を支援すると。また、宿泊事業者に対しても支援しているようです。それは収容人数に応じて5万から25万ということで、いずれもコロナ関係じゃなくて、燃料費高騰に関わる支援策ということで支援をするということで、12月の補正予算で計上するということだそうです。それぐらい思い切った施策といいますか、そういう、例えば交通事業者に対する施策などについては検討されていないものかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、交通事業者というわけではなく、私のほうからは、スクールバスの運行事業者に対しての原油高騰に対する補助の関係をお話しさせていただきます。

現在の契約については、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間の契約となっております。契約書上には、原油高騰・下落に対する契約の変更条項については特に記載されていない状況でございます。現在のところは、燃料価格の変動を注視している状況で、今後、ほかのスクールバスを運行している市町の動向を把握しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今スクールバスの関係について、教育総務課長のほうから近隣市・町の動向を把握しながら検討していきたいというような御回答がございました。

その中で、原油下落等に対する契約変更の条項は定めてないというような御回答がございましたけれども、町でもスクールバス以外にいろんな請負契約、特に工事請負契約を締結して実施している事業があるかと思えます。それらの契約書には、請負代金の変更についても規定している契約が結構あるのかなというふうに思えます。やはり経済事情の変化があった場合は、これは発注者のみならず受注者側、共に変更契約の締結を求めることができる旨を多分盛り込んでいるのかなというふうに思えます。

そうした中で、児童生徒の送迎業務、これは建築工事などのように1年で完了する事業じゃなくて、債務負担を起こした中で3か年の長期にわたる計画でございます。私も他の自治体のスクールバス等の契約書を一生懸命、一晩かけて探しました。そうした中で、やはり発注する際の仕様書については多くの自治体でヤブーを見れば出てくるんですけれども、その契約書、やっと3件見つけました。その3件を拝見しますと、やはり経済情勢の変化があった場合、お互いに契約の変更契約を申し出ることができるという条文がございました。

ですから、本町で締結している契約書にないからこれはできないんだという、定規で測ったようなことではなくて、契約書の末尾のほうにその契約に定めのない事項については甲、乙、別に協議して定めるというような条文が多分盛り込まれているのかなというふうに思えますので、やはりこの燃料高の状況を見た中で、うちのほうで委託してっから向こうのほうから申し出も何もなければそんでいいんだべというような考えかもしれませんけれども、それはそれとして、やはり最近の動向を勘案した中で、最近なじよなんだやと、経営的に大丈夫だがと、経営は大丈夫だと思いますけれども、やはりそういうのをちょっと問いかけてみるというのも必要かなというふうに思えます。コロナ禍の中でバスの増便については、町のほうで新たな契約という形でお願いしたようすけれども、やはり困ったとき、町のほうでお願いするだけじゃなくて、やはり社会情勢を見て、何か変化があればこちらからも問いかける。問いかけたから変更契約しろというわけじゃないんですけれども、やはりそういう事業者の近況も知るといいうのも1つの施策の中の1つかなというふうに考えますけれども、その辺についてどのように町長お考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 質問されている思いは分かります。ただ、やっぱり公金を使うものですので、簡単には、言われているように簡単には、んだらばというわけにもいかないところもありますので、十分検討しながら判断をしなくちゃなりませんので、お答えとしてはその程度にとどめさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 公金使うのは、十二分に承知をしております。当然、議会での議決なども必要になってこようかと思えますけれども、やはり町の姿勢としてそういう思いを持っていただくというのも大事なのかなというふうに考えたものですから、今御質問をさせていただきました。それで、スクールバスについては終わりますけれども、もう1点だけお伺いをしておきたいと思えます。

本町にも高齢者の足として欠かせないタクシー事業者がございます。令和2年度から郡内のタクシー事業者3社を指定事業者と指定して、高齢者タクシー利用助成事業を実施いたしております。大変高齢者の方々には喜ばれている事業かなというふうに思えます。

それで、令和2年度の町政のあゆみを拝見しますと、令和2年度、助成券1,737枚利用されております。それで、タクシー事業者の1,737枚の利用状況、タクシー事業者の所在地別にどのように利用されているか、あらかじめお聞きしました。この場で聞いても時間の無駄だと言われますので。それで、町内事業者の使用割合ですけれども、1,737枚のうち1,374枚、71.9%が町内の事業者で利用されているという状況だそうです。それで、ちなみに令和2年度の患者送迎利用者数の実績、これも町政のあゆみのほうに全て載ってますけれども、その利用実績が849件という状況だそうです。この数字から見ても、高齢者等タクシー利用助成事業のほうはるかに相当数、上回っているという状況でございます。

そうした中で、この町内のタクシー事業者、正直1社しかございませんけれども、高齢者の方の足として、もう本町の高齢者の足として定着している事業所かなというふうに思えます。日々の通院あるいは買物という形で多く利用されております。この1,374枚というのは、高齢者タクシー利用の助成要綱にのって本当に限られた人だけでこの人数です。それ以外の方も、町からの助成もなくして利用なさっている方も数多くいらっしゃると思えますので、やはりこういう御時世の中でございますので、やはりタクシー事業の運賃ということになると、国土交通省のほうで規制があって、運賃については勝手に変えられないという制度になっております。そういうことで、やはりプロパンガスなども値上がりしていると思えますので、そういうタクシー事業者などに対してもやはりちょっと現状把握といいますか、お聞きして、町内の町民の高齢者の足として欠かせないという中で考えていただければなというふうに私は思うんですけれども、町長の考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この問題についても、先ほど答弁したのと同じ考えで取り組みたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 施設園芸農家3軒、あと、交通事業者3事業者について、いろいろ町としての支援策を検討していただきたいということで質問させていただきましたけれども、なかなか前向きな回答、答弁は得られないようでございます。

原油価格の高騰に伴う高齢者や生活困窮者に対する価格高騰対策については、11月12日の国のほうの閣議決定において、これらに要した経費については、後に特別交付税で自治体を支援しますというふうに決定されておるようです。そうした中で、今回、福祉灯油等助成事業費として一般財源を財源として332万円計上されておりますけれども、この中の何割かは後に特別交付税で措置されるというふうに思われます。

ただ、その特別交付税が市町村に特別交付税として来るのかどうか、あるいは県が自治体に補助したやつに対して県のほうに特別交付税としてよこすのかどうか分かりません。といいますのは、今日のお昼のNHKのニュースで、宮城県の議会での補正予算の状況を本当に30秒ぐらい流しておりました。それを見ますと、市町村が原油価格高騰のために高齢者等に助成した場合、県のほうで補助する予算を計上したというような報道が、本当に30秒足らずのニュースでしたけれども、ありました。

そういうことで、いずれこの332万円のうち何割かは特別交付税で来るか、県からの補助金で来るか分かりませんが、ただ、国のほうでそういう施策を行うということはもう既に発表されておりますので、何らかの形では来るものというふうに思います。そういう財源を向ければ、先ほど言った施設園芸農家あるいは事業者などへの支援、何百万、何十万という要望じゃ多分ないと思うんですね。計算してみないと分からないという、あるいはこいつは本当に町としてのそういう事業者を支援するという思いで可能かなというふうに思いますけれども、その辺について再度お聞きして、この質問については終わりたいと思います。お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 思いはやっぱりね、同じなんですよ。それは困っている人には支えてやりたいという思いは同じなんです。ただ、さっき言ったように、公金を扱うものなので、簡単に、何でも少しだけはい、はい、はいって、返事するのは簡単ですけどね、そういうところは慎重に判断をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今町長のほうからありましたけれども、当然、それは何の事業でも慎重に判断して、最終的には総合的に判断したとか、最近、総合的に判断したというのが結構、国会でも言われてますけれども、やはり総合的に判断していただいて支援策を講じていただければなというふうに思います。

これで終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、12番福田 弘議員の一般質問が終わりました。

次に、8番工藤昭憲議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。8番工藤昭憲議員。

〔8番 工藤昭憲君 登壇〕

○8番（工藤昭憲君） ただいま議長より通告しておりました一般質問について発言の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1問目は幼稚園、両保育所の不審者等の対策についてということを出しており

ます。

内容としては、11月9日に登米市の豊里こども園というところに刃物を持った男が侵入をして、そして、新聞等を見ますと、弱い子供を、自分の力では守れない子供を何か殺すためにという、本当に物騒な、そういう侵入事件が発生したわけであります。教育関係者には、本当に大変驚愕するような衝撃を与えたと思います。

この不測の事態に対して、どのような備えをすればよいのか。万全ということはなかなか、そういう対策を取るのには難しいだろうなと思いますけれども、やはり弱い立場の自分では自分を守ることができない子供たちを守るためには、今回の事件を教訓に、さらに踏み込んだ対策を取らなければ、幼稚園、両保育所に子供を預けている保護者、親にすれば、ちょっと心配なところがあり過ぎるのかなという思いがありますので、そのことを踏まえまして、不審者に対する行動マニュアル、幼稚園、両保育所、それについて見直しが必要なのではないかなと思います。よその関係する幼稚園、保育所等でも今回の事件を受けまして独自に訓練をしたり、マニュアルを見直したりしているところがあるようではありますが、やはり保護者、親の安心をしっかりと町としても示していかなければならないわけでありますので、その辺についての考え方をひとつ、マニュアルの見直し、そのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 工藤昭憲議員の質問に対して御回答を申し上げたいと思います。

今、質問されたとおり、昨今の世相から言えば、学校であれ、あるいは家庭であれ、今、質問の中にあつた幼稚園や保育所の中であれ、大変物騒な状況に置かれているなどという思いは私も持っております。

それですが、マニュアルの見直しが必要ということでの提案でありますので、その件ですけれども、まず、幼稚園では緊急時対応マニュアル、行動規定を定めております。今後、マニュアルの見直しを行い、さらなる不審者対策を実施していきたいと考えており、見直す点は、職員の役割分担を改めて明確に決め、施錠時のインターホンでの確認事項の徹底、警察の巡回パトロール強化などを考えております。

また、両保育所でも、防犯対策で何が欠けているかを話し合い、不審者対応マニュアルの見直しを図っていきたいと考えております。見直す点は、職員の役割分担を改めて明確に決めておく、玄関は常に施錠し来客者にはインターホンで要件を確認してから解錠する、センサーライトを設置し夕方の来所者の確認を行う、また、警察の巡回パトロール強化の協力など等を考えております。

幼稚園、保育所とも、認定こども園との絡みもありますけれども、防犯カメラの設置、あるいは自動警報装置の導入などを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 見直しますという答弁で、今現在、玄関、今、町長の答弁では玄関を施錠するという話ですが、今現在はもう無施錠の状態だと思います。幼稚園にして



も、両保育所にしても。

今回の事件を踏まえまして、幼稚園並びに、近かったので清水の保育所にも行ってきました。マニュアルは多分、色麻幼稚園も両保育所、両保育所は同じだと思いますので、色麻保育所には寄りませんでしたけれども。そういう中で、今までもそうですし、色麻では何も起こらない、そういう安心もありますので、誰でも簡単に、まず入り口の観音開きのドアを開いて、玄関の上のほうの鍵を外して、そして入って、また施錠し直して。もう簡単に入れるんですね。

やっぱりマニュアルもさることながら、不便ではある、不便にはなってくるのかなという思いはありますけれども、やはり何らかの対策を講じなくてはならない。ただ、1日、玄関は常に施錠するというふうに答弁してはありますが、今プッシュ式の、暗号式の施錠するやつもありますよね。やはり利用者の利便性を考えた場合は、常時施錠して、インターホン、要件を確認してからということになると、ちょっと不便極まりないような気がするんですけれども。やはり緊急時の対応マニュアルを見直すのはもちろんですけれども、やはりある程度、利便性というものも考慮しないとならないんだと思います。それでなおかつ、安全に園が、幼稚園も含めてやっぱり運営できるように、そういう配慮が必要なんだろうと思います。

やはり防犯カメラ設置、今はやってません、当然ね。ただ、清水幼稚園では、園長先生のところにパソコンで見られるような状態でのカメラを設置して。ただ、それが常時監視できるかということになると、ちょっと疑問はつくんですけれども。やはりこれはそんなに大変費用、お金がかかるわけでないので、こういうものは早急に設置すべきかなというふうに考えます。

あと、自動警報装置というのも非常に有効だと思います。マニュアルを見ますと、笛を吹くとかね、何か、あとハンドマイクで知らせるとか、ちょっと時代遅れのようなマニュアルだと思うんですけれども。やはり、例えば色麻保育所、清水保育所、両保育所のマニュアルを見ますと、今言ったように、ハンドマイクで知らせるとか、ハンドマイクがない場合は火災報知機で知らせるとありますよね。でも、この場合、火事と不審者の見分けというのはつくんですかね。非常に疑問なんです。火事か、火災報知機というのは基本、火事を知らせるわけですよね。それが、ハンドマイクがない場合は、火災報知機で知らせるとあります。ちょっとこれは、マニュアルとしてはどうなのかなという疑問はつきます。ですので、やはりこの辺も、町長の答弁の中にある自動警報装置、こういうのは有効だと思います。やはりそういうことをまず考えてほしいなと思います。

今まで不審者を隔離できず暴力行為を働く場合ということで、教室外の場合ということで、今申し上げたように、ハンドマイクなり火災報知機で知らせるという方法を取っているようなんですけれども、今までこういう方法でやっていたのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えします。

ハンドマイクとか火災報知機を使って訓練をしたことあるのかという御質問かと思いますが、幼稚園では7月16日に不審者対応の避難訓練を行いました。その際は園児は含めないで職員だけの模擬訓練ということで実施したところでございます。

なお、火災報知機につきましては、ハンドマイク機能もありますので、火災というボタンを押さなければ、一斉というボタンを押すと園舎全体に一斉放送でハンドマイク使って放送ができますので、それも活用したいということで火災報知機ということが書いてあるというところでございます。

○議長（中山 哲君） 8番工藤昭憲議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時56分 休憩

午後4時01分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 全く不勉強ということ、今思い知りました。火災報知機がそういう使い方があるとは知りませんでした。勉強になりました。

ただ、正直言って、不審者が侵入してきた、刃物を持っている、そして、実際、そういうときに体がマニュアルどおりに動くかというのが、非常に不安なんですよね。幼稚園、また、保育所においてもそうなんですけれども。不審者が玄関や所庭から侵入した場合ということで、8点ほど羅列しているんですけども、実際、このとおりに動けばいいんですけども、やはりこれを、もし本当に不審者が来た場合、このマニュアルどおりに動くためには、日々訓練というか、常に行っていないと、いざというときには動けないというような可能性がありますけれども、この前保育所に行って伺ってきましたけれども、まず、改めて両保育所、また、清水幼稚園では、どのような内容でどの程度の頻度で行っているか、まず確認をしたいと思いますので、訓練の状況をお願いします。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、色麻幼稚園の分についてお答えいたします。

先ほどお話ししたとおり、令和3年度、今年度におきましては、7月16日に不審者対応の避難訓練を行いました。7月16日については職員に対して、あともう一つ、11月24日、これは事件を受けてではなく、その前からずっと計画していたもので、加美警察署

生活安全課の職員による園児を対象に「いかのおすし」という紙芝居を行って、避難するのが一番大事なんだよということを勉強させたところでございます。今のところは年1回、不審者対応の訓練を毎年度予定しております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 色麻保育所長。

○色麻保育所長（花谷千佳子君） 色麻保育所の避難訓練についてお話しいたします。

保育所は月に1度、必ず避難訓練をするようにということで定めておられますけれども、不審者に対しては年に1度だけ、今年度は12月に予定しております。登米の事件がございましたので、加美警察署員に訓練の様子を見ていただいて助言と指導をしていただくことにしております。また、さすまたの使い方とか不審者への対応の仕方などを御指導いただく予定であります。

○議長（中山 哲君） 清水保育所長。

○清水保育所長（千葉 浩君） お答えいたします。

清水保育所においても、年1回実施しております。内部の職員でなくて、役場のほかの課の職員に不審者を依頼して実施してます。合い言葉を放送して子供たちが避難するまでの訓練を行っています。

以上です。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 認定こども園の豊里園、どの程度の頻度でこういう訓練をしていたかはちょっと確認はできませんのでよく分かりませんが、どういう状況で浸入し、発見し、それを阻止したのか。新聞には概要しか書いてありませんのでよく分かりませんが、やはり避難対策、保育所は月1でやっているということなんですけれども、不審者対策については、どちらも年1回だということでもありますよね。そうしますと、冒頭に申し上げたように、不審者等が発見された、または、これが不審者だというふうに確定、確信した場合に、やはり頻度の高い練習、訓練をしておかないと、体は実際、動かないのではないかなというふうに感じられます。やはり限られた時間の中でそういう安全対策を施すというのは、大変時間もかかるし、準備も大変だと思いますけれども、やはり何をさておいても、万が一のことを考えた場合には、子供の安全を一番に守ることが最優先するわけですので、そうした場合、岐阜県か何かで交通事故があった際に、幼稚園の子供を守るために何か先生が身を挺して子供を防いだ、守ったというのが何か新聞、テレビ等で記憶ありますけれども、やはりそういうとっさのときの判断というのができればいいんですけれども、どうしても尻込みするんですよね、人って恐怖っていうものに遭遇しますと。だから、それをやっぱり払拭するのは訓練というのが大事なかなと思いますので、この辺については関係者と相談しながら、やはりしっかりと対応すべきではないのかなというふうに思いますけれども。色麻でなければいいんです。恐らく豊里園というところでも、あるということは考えてない。ただ、もしかしらばということ想定しているわけであって、ただ、想定がたまたま役に立っ

たといいますか、そういう状況だろうと思いますけれども。

そういう中で、今後は防犯カメラ設置とか、自動警報装置とか、それから、先ほど言いましたように、暗証番号を押すと鍵が開くような、そういうのもありますので、やっぱりまず、そんなに高額な費用はかからないと思いますので、できるところからそういうひとつ安全対策はしてほしいなと思いますので、その辺は予算も伴うことなので町長とも相談しなくないと思いますけれども、その辺については対応してほしいなと思います。

また、このマニュアルの中には催涙スプレーとか、ネットランチャーとか、あとはさすまたとかありますけれども、②のさすまたなどの防犯用の器具または防具の備えはということで出しておりますので、これにまず答弁をいただければと思いますので、お願いします。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、色麻幼稚園分をお答えいたします。

幼稚園には、さすまた、ネットランチャーという、拳銃みたいなやつでばーっとネットが広がるというやつですね、を備えております。あと、防犯用のカラーボールということで、逃走した犯人にボールをぶつけて犯人を特定しやすくするというカラーボールを備えております。あと、催涙スプレー、全職員がホイッスルを常備しているような状況でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 色麻保育所長。

○色麻保育所長（花谷千佳子君） 色麻保育所の防犯道具の備えですけれども、さすまた、それからネットランチャー、催涙スプレー、防犯笛、これは全員が所持しております。それから、防犯ブザー。

以上です。

○議長（中山 哲君） 清水保育所長。

○清水保育所長（千葉 浩君） お答えいたします。

清水保育所においても色麻と同様に、さすまた、ネットランチャー、催涙スプレー、防犯ブザーとセキュリティホイッスルを備えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 答弁書のとおりなんですけれども、さすまたとかネットランチャー、防犯カラーボール、催涙スプレー、あとはホイッスルとかということでありましてけれども、ただ、さすまたというのは、今回の事件を踏まえていろんな関係施設で訓練している状況なんかを見たと思います、ニュース等で。そのときに1つではどうしようもないんですよ。先ほども言ったように、何度も言いますが、やっぱり恐怖っていうのに遭うと人は尻込みするもんですから、だから、例えば、さすまたというものを

持って相手に何かしようとしても、恐らく力が中途半端ではないのかなというふうに感じるんです。そのときに1つや2つではなかなか対応しきれないと思うんですけれども、まず、両保育所、また、幼稚園でさすまたというのはどの程度、要するに2つなのか、3つなのか、それ以上なのか、数を確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、私のほうからは色麻幼稚園のさすまたの配備状況をお知らせいたします。

さすまたは合計で4本、幼稚園のほうにあります。配置場所は、職員室、園長室、中央玄関、西側の玄関に1本ずつ備えております。

また、さすまたの使用方法なんですけど、さすまたというのを押さえつけて動かなくするという感じで使うのではなくて、あくまでも長い棒で、それで凶器をたたき落とす、その間にみんなは逃げるといった形を考えておりますので、どうしても、工藤議員さんのこの後の質問にもあるんですけれども、女性の職員が多いもので、押さえつけることは多分無理だと思いますので、そのさすまたで凶器を殴打してどっかへやっちゃうということが色麻幼稚園の緊急時対応マニュアルのほうにも書いております。取り押さえることは目的としていませんということを書いております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 色麻保育所長。

○色麻保育所長（花谷千佳子君） 色麻保育所にさすまたは3本ございます。先日、みんな研修を行ったんですけれども、3本ありますので3人で3方向から押さえつけようというような、そのような作戦を取って研修をしたばかりでございました。何とか子供たちに被害が加わらないようにということで練習は重ねております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 清水保育所長。

○清水保育所長（千葉 浩君） お答えいたします。

清水保育所では、さすまたは2つですが、1本のさすまたの真ん中にもう一つ棒がついているやつで、みぞおちにちょうど入るようなものなので、少し有効かなと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） なかなかユニークな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

清水の幼稚園の答弁あったように、やはりさすまたというのは、犯人を取り押さえるとかというのが目的でないんですね、確かにね。あくまでも近寄らないようにそれで押さえると。ただ、振り払われると、何とも効果の出ないものですから、だから、その辺はやっぱり日頃の訓練というのが大事なのかなと思います。

それから、中には催涙スプレーというのもあります。これも多分、効果あると思いま

す。そういう犯人に向かって発射すれば、噴射すれば、ひるむと思うし、それから、目に入ったり何かすれば、かなりダメージがあるのかなというふうに思うんですけれども、催涙スプレーというのも効果あると思いますけれども、この本数、それから、どこに装備しているのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、色麻幼稚園分をお答えします。

催涙スプレーにつきましては、合計で3本配備されております。園長室に1本と職員室に2本になります。合計3本でございます。

ただ、催涙スプレーにつきましては、使用方法を誤ると自分にかかってしまう、要は、風上でやらないと自分にかかってしまうということで、ちょっと使用する際には気をつけるようにということで指導しているところでございます。

○議長（中山 哲君） 色麻保育所長。

○色麻保育所長（花谷千佳子君） 色麻保育所では、催涙スプレー4本ございます。1本はちょっと遠くまで飛ぶジェット式のものでございます。さすまたで押さえたときに、誰かもう1人がシュッとかけるようにということで、そこも訓練をしております。

場所ですね。玄関に置いております。玄関から入られたときも、それから、所庭から入られたときも職員が取りやすいところに置いております。

○議長（中山 哲君） 清水保育所長。

○清水保育所長（千葉 浩君） お答えいたします。

清水保育所においては、催涙スプレーは1本です。玄関の棚のほうに置いております。以上です。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 何がどのくらいあれば十分かというのは、ちょっと分かりませんが、正直言って。ただ、ないよりはあったほうがいいと思います。やはりほぼ教室なんかは施錠しているわけですから、窓関係は、多分、玄関とか常に人が出入りするところ、そういうところから多分入ってくるのかなという気がするんですけれども。犯人の心理は分かりませんが、ただ、使用方法を間違えると自分にも害が及ぶというようなことでありますけれども、そういうのも含めて、まず、とにかく分かりやすいように、相手に向ける方向とか、そういうのもやっぱり確認しながら練習というのも大事だと思いますし、自分にかからないように、とっさに風上というんですか、そういうところに回るということも大事だろうと思いますけれども。まずとにかく、職員室とか教室とかというのも大事なのかなと思いますけれども、今言ったように、入り口というのがやっぱり一番なのかなと思うんですけれども。当然、子供の手の届かないところで大人が簡単に使用できるような、そういう状況、そういうところに置くのも一つであって、多分、食べ物と違って防犯の催涙スプレー関係というのは、結構長く使えるわけでしょう。そうすると、4本、5本あっても、そしてそんなに高価な物じゃないと思うんですけれども、

やはりもうちょっとこういう物をそろえておくべきかなというふうに思いますので、やはりいろんなことを想定して、やはり侵入する場所も含めまして、そういうしっかりとした場所にすぐ、先生だけでなく、保護者の人も簡単に操作できるような、また、使えるような場所に置いておくのも一つなのかなというふうに思うんですけども、ぜひその辺も検討をしてほしいと思います。

3番目に書いておりますけれども、女性の職員が本町では多い中で、本当に不審者に対応できるのかということで答弁いただいておりますけれども、やはり工夫をしながら両保育所なり幼稚園でそれらの対応をしていると思いますけれども。まず、女の人だからどうだとか、男の人だからどうだとかという問題ではありませんけれども、どうしても女の人というのは力の面で劣るわけですので、男の人が、不審者というと大概、男と限りありませんけれども、女性の方もいるかもしれませんけれども、今回の豊里園のことを考えますと男性だということで、2人以上殺さないとか何か死刑にならないというような、そういう怖い思いを持ちながら侵入してきたような、そういう状況の人であるようなので、そういうことをした場合、③の豊里園では男性職員が4人がかりで押さえたということでありましてけれども、本町の場合は、押さえることを目的としないで、できるだけ距離を取って時間稼ぎをして、時間稼ぎというのが正しいかどうか分かりませんが、時間をできるだけ、間をおいて不審者を何とかそこで防ぎ、緊急の警察官、清水の場合は派出所がすぐ近くなので、警らしてなければすぐ対応してくれると思いますけれども、やはり警ら中ということになると多少、時間もかかるわけだし、それから、駐在さんに対して非常事態の場合の連絡の取り方というのはいわゆる、そうすると、加美警察署に通報するしかない。そうすると、時間は5分等そこいら、最低でもかかると思いますね。そういうことも踏まえると、やはりできるだけ犯人との距離を保ちながら時間を稼げるような、そういう方法はやっぱりもうちょっと考えなくてはならないのかなと思います。玄関を施錠して防犯カメラ、自動警報装置だけでは足りないかもしれません。それでも侵入してくる者がいるかもしれません。そういうことも踏まえて対応しなければならないと思います。その辺はしっかりと対応してもらいたいと思います。

それで、せっかくですので、③として出しておりますので、不審者に対応できたが、幼稚園や保育所では女性の職員が多く、不審者に対応できるか不安なのですが、その辺について、答弁書をいただいておりますけれども、町長のほうから、また、関係する課長、所長から答弁を願いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、幼稚園のほうからお答えします。

幼稚園の男性職員につきましては、現在、園長先生と用務員の男性職員2名となっております。職員が不審者に対して直接対応することは、男性職員、女性職員問わず、職員自身の命の危険を伴いますので、できる限り避難することを優先することを基本とし

ております。避難行動マニュアルのほうにもそのように記載されております。

また、不審者対応の避難訓練は毎年実施しておりますが、女性でもできる不審者対応訓練や、さすまたの使用法の研修などを今後、実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） やっぱり犯人を捕らえるというか、取り押さえると言えはいいのか、きちんとした警察官のような、また、自衛隊員のような訓練してませんので、我々を含めましてね、犯人を取り押さえるとか何とかということは、やっぱり考えないほうがいいと思いますね。まず、とにかく距離を取って何とか時間を稼いで、その間に専門の警察官なりが、もしかしたらば、近所の人に来てくれるかもしれないけれども、ただ、近所の人だってそういう柔術とか拳法的なものを習っている人であればいいんですけども、そうでない人はやはりかえってけがのもとでもありますし、やはりそのための訓練をしっかりとやっておかないといけないんだろうと思います。やっぱり、要は、実効性のある訓練、先ほど加美警察署のほうから来てもらって紙芝居という話もありましたけれども、やはり警察官が犯人役になって訓練をしているというところが結構、今回テレビなんかでもやってました。そういうところを見ますと、やはり我々ではできないような犯人役の役回りというのができて、本当に実効性のある生きた訓練というのが体験、または、それが実践できるのかなというふうに思うんですけども、やはりそういう実効性のある訓練をしていくためには、警察官とは限りませんかもしれませんが、そういう方々の協力を得ながらやるということが大事なのかなと思いますけれども、その辺の考え方についてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 色麻保育所長。

○色麻保育所長（花谷千佳子君） 警察官が不審者役になって訓練をする必要もあるのではないかということでした。ちょうど明日が不審者の避難訓練に当たっているんですけども、加美警察署のほうからお二人お見えになって、1人が指導役、1人が不審者役になりますということで、ちょうどその生きた訓練ができるようになっております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 清水保育所長。

○清水保育所長（千葉 浩君） お答えいたします。

警察に依頼して訓練をやっていくと、いろいろ気づかない点とかもあると思いますので、有効と思いますので、実施していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 幼稚園でございます。

議員さんおっしゃるとおり、私もテレビとかで見て、犯人役の警察官が本当の犯人以上に犯人のような感じで、抵抗もするというのを見ておりました。あんな不審者いたら大変だなと思いながら、私もこういうのしたら本当にできんのかなと思いながら、テレ



びを見ていたところでございます。

幼稚園でも、毎年取り入れられるかどうかはちょっと確定はできませんけれども、そういった訓練も入れながら今後の訓練計画に入れていきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） やはり両保育所、また幼稚園のほうでは、今後はそういうことはやってみたいと。また、色麻保育所ではタイムリーに明日なさるとのことなので。やはりやってみて初めて分かるということが出てきますし、専門的な見地から警察官という方をお願いすれば、やはり気づかなかったこと、また、こういう場合はこのように対応しなさいとか、こういうときにはこういう道具を使いなさいとかというタイムリーな指導、アドバイスを受けられると思っておりますので、それは定期的にやっぱり実施していったほうがいいのかと思いますので、その辺のことについては、子供を守るという観点からぜひやっていただきたいなと思っております。

④に移ります。令和6年開設予定の認定こども園の安全対策に町はどのように関わっていくのかということでもありますので、その件について答弁願います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 令和6年開設予定でございますけれども、認定こども園につきましては、民間事業者が建物を建て運営に当たる、いわゆる民設民営ということで現在進めております。したがって、火災やあるいは不審者の侵入、自然災害等を想定した防災・防犯マニュアル等の作成、訓練等については、運営事業者において作成し実施することとなります。

本町としましては、設置運営事業者が決まり次第、様々な協議を重ねていかなければなりませんので、防災・防犯等の安全対策についても確認等を行いたいと考えております。なお、開園後においても、（仮称）色麻町子育て支援連絡協議会で事業者からの報告や連絡事項等を伺いながら、確認、そして、連携を図っていききたいと、そんなように考えておるところでございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 基本的には事業者が計画を立案、また、訓練も含めてやるんだよということでもありますけれども、ただやはり、幾ら民設民営といっても、そこに子供を預ける方々は町のものだというふうに思っておりますので、町が全く関わらないわけではないようですので、ただ、やはり確認等を行いたいというだけではなくて、やはり一応業者がつくったものに対して町がしっかり点検をしながら、落ち度といいますか、計画性、ちょっと不備な点があるといえいいんですか、そういうことはないと思っておりますけれども、やはりしっかりとその辺は対応していただきたいなと思っております。

ちょっとこれは通告した内容と違うことになるかもしれませんが、たしか8月30日、有線でも流しましたよね。香ノ木周辺に熊が出没したということで。多分、町民の皆さん、ここにいる皆さん、有線で耳に入っていると思います。何か熊情報っていうのを見ますと、8月30日でしたかね。1時半ごろ、保野川の中で2回ほど目撃したとい

う情報、有線で流れたわけですがけれども、今回の認定こども園、清水幼稚園跡地にということで一応方向性は決まったわけですがけれども、進入する段階で前に候補地に上がった愛宕山は熊が出たということで、一発で候補地から外れたわけですね。候補地にはならなかった。それが今回、熊が2回ほど8月30日の13時30分頃出たということ踏まえたと、不審者対応も大変ですがけれども、認定こども園の安全というのがいささか、熊が出たということになりますと、危惧される部分がありますよね。この件については町長はどのように考えているか、お伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず、愛宕山を外したというのが、熊が出たからというだけではなくて、あれは交通事情なり、いろんな事情があって外したということに結果的にはなったわけですね。

それから、やっぱり熊出てくるというのは、どこでも出るんですよ、色麻町。例えば、今年はないんですけども、ヤマセ電気付近にもこれまで何回も出てるんですよ。あるいは、大村とかね。そういうふうに、今年は意外と少ないんですけども。ですから、本町ではそのためにも、熊のためのワイヤーメッシュではないんですけども、ある程度、これもカバーしていると。ある程度ですけどね。そういうことも踏まえれば、決して今言ったように、絶対出てこないとは私も言い切れませんが、決してそんなにそんなに熊だけに敏感になる必要はないのかなというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 別に町長の言うことも一理ありますし、やはり安全ということを考えれば、やはりそれなりの対策はしなくないと思います。

それで、何年前になるか分かりませんが、あそこにうちが建ったんですよ。それまでは保野川、春先に火をつけて雑草を燃やしたり何かしていたようなんですけれども、ただ、どこまでそういうことをしたかはちょっと私確認してませんから分かりませんが、その家の人がいわく、おらいの家あつから、火つけなくなったんだったということを言うんですけども。やはりそういうカヤなのか、ヨシなのか、よく分かりませんが、そういう雑草が人の背丈よりも伸び上がっているということになってきますと、やはりそういう熊に限らずいろんな、イノシシであろうが、サルであろうが、どういう動物がそういうところを好むのか知りませんが、やっぱりああいうところというのは死角になりやすいので、毎年、保野川に、堤体に火をつけて燃やしているようなんですけども、それがいつの間にかその部分はしなくなったということなんですよ。であれば、やっぱりその辺の対応もしてほしいなと思うんですけども、いかがなものでしょうか。要するに、刈り払うとか何か。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今の具体的にどの箇所のことだか、ちょっとはっきり特定できなかったんですけども。通常は保野川の堤防については、今までは野火をつけてたんですね。今年、例えば、うちの地区では、タイミングを失って今年はやっぱりつけなかつ

たようです。ですので、もしその時期に、野火をつける時期になって、天候次第ではやっぱりつけられないと思うんでして、そうでないと、天候に恵まれなくて雨ばかり続いたというのであればそれも駄目ですし、できるだけ多分、今までのような対応はできるのではないかと思うんです。ただ、今の質問の中に出た1軒建ったというような、はっきり言って、どこの場所だかってちょっと特定できなかつたんですけれども、そのこと、その辺は分かりませんが、あとは大体、志津、吉田、清水の反対側、あの辺は大体つけておるようです。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 町長も分からないというので申し上げますけれども、設備屋さんをしているところでございます。名前は申し上げます。その方がそのように申ししておりましたので、やはりそれが、やぶって言えばいいんですか、堤体のそういうものがあるから熊が出たとは限りませんが、やはりそういう隠れる場所があるということはそういうのが出やすい可能性もありますので、今後、やっぱり認定こども園がそちらに移って、今現在、幼稚園では、また、保育所でもお散歩というのをしないんだそうですけれども、今後どういうふうに、業者がどういう計画で運営していくか分かりませんが、そういうことも踏まえて、やはり環境整備というのをしっかりすべきかなと思いますので、その辺をお願いしたいということで申し上げます。

1問目はこれで終わります。

○議長（中山 哲君） 8番工藤昭憲議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、残りの一般質問は明日にお願いしたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。それでは、8番工藤昭憲議員の残りの一般質問は、明日にお願いいたします。

続いて、議員各位にお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後4時40分 延会

---